

夢おおい 2 1 プラン

～ 大井町第 4 次総合計画 ～

第 1 次実施計画

計画期間：平成 1 3 ～ 1 5 年度

平成 1 3 年 3 月

大 井 町

この実施計画（書）の見方について

（以下は例示です）

2 生活環境

（1）資源循環型社会への対応

地球環境問題への意識啓発に努めるとともに、ごみの減量と資源化を推進します。
また近隣市町と連携して廃棄物処理の整備を図ります。

地球環境問題への意識啓発

豊かな自然環境の保全に取り組むとともに、身近なところから地球環境を守り資源循環型社会を築いていくように意識啓発に努めます。

- 夢おい21プランの前期基本計画に記載されている施策別の計画です。

■ [現 状]

- 地球環境問題はふだんの暮らしからかけ離れた問題と理解されがちですが、町民のみなさん一人ひとりの行動がこの問題に直接かかわっていることを理解していただく必要があります。

- 上記の施策別計画を取り巻く現状を記載しています。

■ [実施計画]

[事業の概要]

- 大井町環境展（仮称）の開催
町役場や中央公民館、体育館を会場として、地球レベルでの環境破壊を紹介するパネルの展示、低公害車の展示と試乗、一般家庭から1年間にみだれるごみの展示、フリーマーケットの開催、エコマーク商品の紹介など、主にごみ・公害問題をテーマとして「大井町環境展（仮称）」を開催します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- ごみ問題をはじめとする地球環境問題への啓発が期待されます。
- フリーマーケットの開催により不要品の処分または安価にて購入が可能です。

[年度別の取り組み]

項 目（年度）	12	13	14	15	16以降
○ 大井町環境展（仮称）の開催					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 町民みなさんの地球環境問題への意識をかえることが目的の事業です。積極的な参加をお願いします。

- 施策別計画に沿って行う実施事業の詳細を具体的に記載しています。
なお「年度別の取り組み」は、基本的に年度単位で作表しています。

[都市基盤・生活環境 / 2 生活環境 / (1) 資源循環型社会への対応 / 地球環境問題への意識啓発]

— 40 —

注）この実施計画（書）は、ホームページでの公表を前提に作成しています。

[この実施計画（書）の見方について]

目 次

実施計画の概要

1	策定の趣旨	5
2	策定の方針	5
3	財政収支の見通し	6

第1章 重点施策 8

1	「いこいの里・相和」整備構想の推進	9
2	東西連絡道路の整備	11
3	酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり	13
4	教育施設の整備	15
5	情報化の推進	16

第2章 施策別計画

都市基盤・生活環境 18

1	都市基盤	
(1)	市街地の整備	
	市街地の整備	19
	利用しやすい環境づくり	21
	都市景観形成の推進	22
(2)	道路	
	幹線道路の整備	23
	町道の整備	24
(3)	上・下水道	
	上水の安定供給	26
	下水道の整備	28
(4)	鉄道・バス	
	輸送力の増強	30
	駅周辺の整備	32
(5)	公園・緑地	
	公園の整備	33
	緑地の保全	35
	緑化推進運動の展開	36

2	生活環境	
(1)	資源循環型社会への対応	
	地球環境問題への意識啓発	37
	ごみの減量化と資源化の推進	38
	廃棄物の適正処理	41
(2)	環境・衛生対策	
	環境の保全	43
	環境の美化	44
	公害の防止	46
	し尿処理・浄化槽の適切な維持管理	48
3	町民の安全	
(1)	防災・消防	
	防災意識の高揚	50
	防災施設の整備	51
	消防・救急体制の整備	52
	災害対策の推進	54
(2)	防犯・交通安全	
	防犯対策の推進	55
	交通安全対策の推進	56
(3)	消費生活	57
(4)	個人情報の保護	58
	健康・福祉	60
1	健康	
(1)	健康づくり	
	健康づくり活動の推進	61
	健康診査の充実	63
	保健事業の充実	64
(2)	地域医療	66
2	福祉	
(1)	地域福祉	67
(2)	高齢者福祉	
	相談体制の充実・在宅福祉サービスの提供	68
	社会参加への支援	69
(3)	障害者（児）福祉	
	相談、訓練の充実	71
	在宅福祉サービスの提供	72
	社会参加への支援	73
(4)	児童福祉	
	子育てへの支援	74
	保育内容の充実	75
	ひとり親家庭への支援	76

(5) 社会保障・勤労者福祉		
介護保険制度の円滑な推進	_____	77
国民健康保険事業、老人保健医療事業の適切な運営	_____	78
低所得者世帯への支援	_____	79
勤労者への支援	_____	80
町営住宅の適切な維持管理	_____	81
生涯学習	_____	82
1 学校教育		
(1) 幼稚園教育		
3 年保育体制の整備	_____	83
施設の整備	_____	84
(2) 小・中学校教育		
教育課程の充実	_____	85
情報教育の推進	_____	86
国際理解教育の推進	_____	87
教育相談体制の充実	_____	88
障害児教育の充実	_____	89
施設の整備	_____	90
(3) 学校給食		
学校給食の充実	_____	92
施設の整備	_____	93
2 社会教育		
(1) 青少年の育成		
各種事業の充実	_____	94
地域ぐるみ活動の推進	_____	96
(2) 成人者の学習機会への支援		
学習機会の提供	_____	97
学習情報の提供	_____	98
文化活動への支援	_____	99
(3) 高齢者の学習機会への支援		
学習機会の提供	_____	100
世代間交流の充実	_____	101
(4) 文化財の保護と活用	_____	102
(5) 生涯スポーツ		
生涯スポーツ活動の充実	_____	103
スポーツ施設の有効活用	_____	104

産業	106
1 農業	
(1) 農業生産基盤の整備	107
(2) 環境保全型農業への対応	108
(3) 農業振興への支援	109
2 商業・工業	
(1) 商業振興への支援	110
(2) 企業誘致の推進	111
3 観光	
(1) 観光資源の整備	112
(2) 観光イベントの開催	113
町民参加	114
1 地域社会	
(1) 地域活動	
地域活動への支援	115
地区集会施設の整備	116
イベントづくりへの支援	117
(2) 人権・男女共同参画社会	
人権の尊重	118
男女共同参画社会の実現	119
2 町政への町民参加	
(1) 広報・広聴	
広報活動の充実	120
広聴活動の充実	122
(2) 情報公開	123
第3章 計画の推進にあたって	124
(1) 行政運営	
行政改革の推進	125
計画的な財政運営	127
財源の確保	128
(2) 広域行政	129

実施計画の概要

1	策定の趣旨	5
2	策定の方針	5
3	財政収支の見通し	6

1．策定の趣旨

この計画は「夢おおい21プラン 前期基本計画」に示されている基本的な施策を効果的に実施していくため、必要な事業を明らかにするものであり、また、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とするために作成するものです。

夢おおい21プランの構成

13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
基 本 構 想 平成13～22年度									
前期基本計画 平成13～17年度					後期基本計画 平成18～22年度				
第1次実施計画 平成13～15年度			第2次実施計画 平成16～17年度		第3次実施計画 平成18～20年度			第4次実施計画 平成21～22年度	

2．策定の方針

近年の行政を取り巻く環境の変化として、地方分権の大きなうねりが挙げられます。この地方分権とは、具体的には国や県から、いろいろな権限が町に移譲されてくるということですが、これは「町のことは町で決める、また決めることができる。そしてその責任は町が負う」と言い換えることができます。

併せて近年の厳しい財政状況から、すべての事業に予算を潤沢に配分することができません。とすると行政としてはこれまで以上に、各種施策を的確に推進していく必要があります。また、行政が提供するサービスに限界がみえてきたことも事実です。

今後は行政から町民に対して、考えていただきたいこと、またやっていただきたいことを積極的に提案し、その是非について議論を深めることにより、行政と町民が一体となった施策展開を図る必要があります。

以上のことから第1次実施計画の策定にあたっては、

(1) 事業を取り巻く現状や、事業展開によって生じる効果も含め、事業計画を町民のみなさんに積極的に公表する。

(2) 行政として「できること」と「できないこと」を明確にする。

(3) 事業の実施に際して町民のみなさんに求める負担や参画を明確にする。

の3点を作成の方針としました。

３．財政収支の見通し

「夢おい２１プラン」を、着実に推進していくためには、財源（収入）の安定した確保が不可欠です。

そこで、「第１次実施計画（平成１３～１５年度）」の策定にあたっては、安定した財政運営を図ることを第一の目標とし、歳入歳出の算定は、原則的には平成１２年度の額を基礎として、過去の推移を算定しながら推計しました。ただし、希望的な観測による現実性の乏しい歳入・歳出の計上は避けました。

○歳入

歳入の大部分を占める町税については、景気の動向などを踏まえ、税目の的確な運用を図ることを目的とし推計しました。

使用料や手数料は、受益者に対する負担金の性格が強いものなので、適正額を算定し、確実に収入できるように推計しました。

また、依存財源についても、事業内容や過去の実績などを参考に推計しました。

○歳出

歳出に占める経常的経費割合は依然として高い状況です。今後、人件費、物件費などについては、削減・節約・節減などによる経営の合理化を目標としながら推計しました。

また、実施計画のうち、重点施策については、他の施策別計画とくらべて、より一層の確実な推進が求められるため、優先して財源の配分に努めます。

以上の考え方を基本とし、平成１３年度から平成１５年度までの３年間の歳入歳出総額を見込むと、１４５億５千万円となります。

第１次実施計画期間内における歳入・歳出見込み

（単位：百万円）

歳入		歳出	
自主財源	12,020	経常的経費	12,528
○町税	9,856	○人件費	4,204
○その他の財源	2,164	○その他	8,324
依存財源	2,530	臨時的経費	2,022
○地方交付税等交付金	1,311	○「いこいの里・相和」	
○国・県支出金	1,009	整備構想の推進	148
○町債	210	○道路の整備	658
		○酒匂川沿い散策路・	
		ふるさとせせらぎづくりの推進	38
		○教育施設の整備	764
		○情報化の推進	88
		○その他	326
合 計：	14,550	合 計：	14,550

第1章 重点施策

1 「いこいの里・相和」整備構想の推進	9
2 東西連絡道路の整備	11
3 酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり	13
4 教育施設の整備	15
5 情報化の推進	16

大井町の将来を見据えて、長期的な視点から取り組むべき基盤整備計画を重点施策として位置付けます。実施にあたっては、財政状況を勘案して、毎年度の予算編成において優先順位を付けて取り組んでいくものとします。

[「いこいの里・相和」整備構想の推進]

相和地域の豊かな自然環境の保全と地域の活性化を図るため「いこいの里・相和」整備構想を推進します。

[東西連絡道路の整備]

都市計画道路「金子・開成・和田河原線」の整備について、引き続き近隣市町と連携して県に要請します。また、役場以北のＪＲ御殿場線と交差する町道について関係機関と調整を図りながら交差箇所の改良方法の研究を進めます。

[酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり]

酒匂川堤防に隣接する地域の農道、水路を活用して、ウォーキングなどが楽しめる散策路や水とふれあえるせせらぎの整備を図ります。また、酒匂川の一体的な整備について県に要請します。

[教育施設の整備]

幼稚園の就園体制の充実にあわせて幼稚園施設の整備を図るとともに、老朽化した給食センターの整備を図ります。

[情報化の推進]

行政の情報化基盤の整備や町内外の情報ネットワークの形成に努めるなど情報化を推進します。

「いこいの里・相和」整備構想の推進

相和地域の豊かな自然環境と保全と地域の活性化を図るため「いこいの里・相和」整備構想を推進します。

[現 状]

- 相和地域は5地区7集落からなり、町土の約6割を占めていますが、全域が市街化調整区域であるため、居住環境の整備が進まず、人口の減少や高齢化が深刻な問題となっています。

また、農業従事者の高齢化や後継者不足は荒廃農地等を発生させ、起伏が多い地形は機械化の導入を困難なものにしており、主な産業である農業経営に支障をきたしています。

このような状況のため、以前から相和地域の居住環境や農業生産基盤の整備が強く望まれていました。

- このため、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた整備を計画的に推進するための「集落地域整備法」の導入を、平成8年に県が決定したことにより、町では、策定委員会を組織し、研究を進め、同法を活用すること、計画づくりの過程で地域の多くの方々の参加を得るためにワークショップ方式を導入することなどを決め、「いこいの里・相和」整備構想としてまとめました。

この構想案について県と調整を行い、県においても構想案を推進することで協議が整いました。

[整備の方向]

この構想を推進することによって、以下のような整備をめざします。

- 集会所や公園、道路などを整備することによって、より住みやすく便利にします。
(集落道路、地区の公園、排水施設、公開空地などの整備)
- 田や畑など、農地を守るところを決め、使いやすく整備します。
(ほ場、農道、農業用排水路、市民農園などの整備)
- 農業や地域の活性化の拠点として整備します。
(交流及び運営施設、農園ほ場などの整備)
- 外から相和に移り住む方のための用地を整備します。
(土地区画整理事業や集落地区計画による新規宅地の整備)
- 相和らしい町なみを守ってもらうためのルールをつくります。
(景観や町なみの誘導、用途規制、予定道路の計画、地域資源の保全と整備)

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[今後のながれ]

集落地域整備法の適用を受けるため、県が「神奈川県集落地域整備基本方針」を策定し、国の関係省庁（農林水産省、国土交通省）と協議のうえ、相和地域を法適用対象区域として位置付けます。

その後、町が相和地区のみなさんの意向を十分反映し、新たな農業的土地利用の方針を定める「集落農業振興地域整備計画」と、都市的土地利用の方針を定める「集落地区（整備）計画」を策定します。

[事業の概要]

- 計画の策定や制度の活用

集落農業振興地域整備計画や集落地区（整備）計画を策定します。

- 事業の推進

引き続き、相和地区のみなさんとの協議、調整を行っていきます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 県による大臣協議手続					
○ 計画策定や制度の活用					
○ 相和地区のみなさんとの協議、調整					

[町民のみなさんへお願いすることなど]

- この整備構想は、行政主導で推進する計画ではありません。相和地区に居住する方々を中心とした町民のみなさんの創意と理解、そして、ご協力によって推進していくものです。
- また「集落農業振興地域整備計画」及び「集落地区（整備）計画」の策定後も、それぞれの計画に付随する詳細な事業計画の策定が必要です。
- 豊かな自然に囲まれた住環境を守りつつ、地域の活性化を図るためにも、町民のみなさんの更なるご協力をお願いします。

東西連絡道路の整備

都市計画道路「金子・開成・和田河原線」の整備について、引き続き近隣市町と連携して県に要請します。また、役場以北のＪＲ御殿場線と交差する町道について、関係機関と調整を図りながら交差箇所の改良方法の研究を進めます。

[現 状]

- 足柄上地区における暮らしの利便性の向上や交通の混雑緩和、また、市町村域を越えた連携の強化などを目的として、大井町から酒匂川を越えて、開成町、南足柄市につながる都市計画道路「金子開成和田河原線」を１市２町で計画し、県へ整備を要請しています。

しかしながら、昨今の厳しい財政状況などからその整備は、なかなか進捗していないのが現状です。

- また、町の平坦部における交通の流れを東西に分断させてしまっている、ＪＲ御殿場線と交差する道路の拡幅も問題となっています。

ＪＲ東海や国土交通省と協議を続けていますが、逆に踏切の整理・統合問題、つまり廃止問題を投げかけられることが多いことから、整備のめどが立たないのが現状です。

[今後のなぐれ]

都市計画道路「金子開成和田河原線」は、町における交通の利便性を向上させるだけでなく、足柄上地区の一体感を出すためにも、極めて重要な道路です。平成８年度には、この道路の建設の促進を図るため、南足柄市及び開成町と連携して「都市計画道路和田河原開成大井線建設促進協議会」を設立しました。

平成１２年度には広域的な幹線道路ネットワークの中で計画道路の位置付けなどを整理しながら、道路整備の必要性やそのあり方、また周辺の土地利用の可能性を探るための委託調査を実施しています。

今後もこの協議会を通じて県と調整を行いながら早期整備をめざします。

また、ＪＲ御殿場線と交差する道路の改良方法の基礎となる現況調査を行います。

なお、この問題は周辺住民だけでなく、町全体の交通施策の問題という認識のもと、シンポジウムを開催するなどして、行政と町民が一緒になって研究や検討を行い、またニーズを把握できる場をつくります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 都市計画道路和田河原開成大井線建設促進協議会への参画	■	■	■	■	■
○ ＪＲ御殿場線と交差する道路の現況調査		■	■		
○ 交通環境シンポジウムの開催			■	■	
○ ＪＲ御殿場線交差通路拡幅の研究	■	■	■	■	■

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[町民のみなさんへお願いすることなど]

- 都市計画道路「金子開成和田河原線」の整備の推進に、ご理解とご協力をお願いします。

- また、ＪＲ御殿場線と交差する道路の拡幅問題は、１つ１つの交差箇所を問題とするのではなく、町全体の交通施策を考えた上で、拡幅を判断するなど、もっと広い視点でこの問題を見る必要があります。

酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり

酒匂川堤防に隣接する地域の農道、水路を活用して、ウォーキングなどが楽しめる散策路や水とふれあえるせせらぎの整備を図ります。また、酒匂川の一体的な整備について県に要請します。

[現 状]

- 酒匂川の中流域である金手や西大井付近は、のどかな景観が広がる貴重なオープンスペースとなっています。また二宮尊徳の松並木ごしに眺める富士山の景観は素晴らしく、町民の憩いの場として活用が図れる可能性が極めて大きい地域です。
しかしながら、現在整備中の酒匂川左岸縦貫道路の開通によって、自然環境や景観が損なわれる可能性があります。
また、水田や農道、水路など農業生産基盤が集中しているため、憩いの場として整備する場合は、農業従事者との調整が必要となります。
- なお、町と県は協力してこの地域を整備していくため、「かながわ新総合計画 21」において「ふるさとせせらぎづくり事業」及び「花と水の交流圏づくり事業」のプロジェクトとして位置付けていますが、今後は更に緊密な調整を図っていく必要があります。

[活用の方向性]

この地域の活用の方向性として、自然環境や景観の保全を図りながら町民のみなさんの憩いの場となるよう整備を図ります。

活用の方向性については、今後更なる検討が必要ですが、その視点は以下のとおりとなると考えられます。

- 行政主導で一方的に整備した公園ではなく「町民と行政が一緒に考えて整備し、発展させていく公園的整備」をめざしたい。
- 豊かな自然環境と、水田を中心としたのどかな風景にふれあう農業・親水公園として、大井町にのみならず近隣市町村住民の憩いの場をめざしたい。
- 自然環境の保全とのどかな景観を図るため、既にある農業用水路や農道などの活用を主として考えた、公園的整備を行いたい。
- 「見せる農業」や「体験する農業」などの視点を取り入れて、農業の振興をめざしたい。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[今後のながれ]

県の松田土木事務所では、酒匂川左岸堤防について、水に親しめる環境づくりのための調査を進めています。

町も、この調査の方向性を踏まえて、平成 13 年度から基本構想づくりに入り、県と協力しながら酒匂川沿い散策路の整備を図ります。

また、野立て看板などを規制するための広告景観形成地区指定などにより、良好な景観の形成と保全に努めます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 基本構想の策定					
○ 基本・実施計画の策定					
○ ワークショップの開催					
○ 農業従事者との調整					
○ 一部整備の実施					

[町民のみなさんへお願いすることなど]

- この計画は、町民のみなさんや農業従事者のみなさんと協力しながら計画し、整備を進めていく事業です。ワークショップなどへの積極的な参加をお願いします。

教育施設の整備

幼稚園の就園体制の充実にあわせて幼稚園施設の整備を図るとともに、老朽化した給食センターの整備を図ります。

[現 状]

- 町では幼稚園での保育について平成14年度から3年保育の実施をめざしています。この3年保育の開始に併せて、施設の充実が必要となっています。
- 給食センターについては、建設から約30年以上が経過し、建物の耐用年数は限界にきており、更には「安全な給食を提供する」という衛生面でも検討が必要となっています。

[今後のながれ]

大井幼稚園は通園区域の検討を行ったうえ、新たな場所に新設します。

また、大井幼稚園の建設中に3年保育に対応するため、大井第二幼稚園の改修を行います。

給食センターについては、新たな施設の建設や業務の効率的な運営について検討します。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 大井幼稚園の建設					
○ 大井第二幼稚園の改修					
○ 学校給食施設の建設及び効率的な運営のあり方の検討					
○ 3年保育の実施					

[町民のみなさんへお願いすることなど]

- 大井幼稚園及び大井第二幼稚園の通園区域の見直しにご協力をお願いします。

情報化の推進

行政の情報化基盤の整備や町内外の情報ネットワークの形成に努めるなど情報化を推進します。

[現 状]

- インターネットの爆発的な普及をはじめとして、近年のＩＴ（情報通信）技術の進展にはめざましいものがあります。

行政が行っているさまざまなサービスや、内部事務へのＩＴ技術の活用は、行政サービスの向上が図られ、更には町民のみなさんと行政の距離を、大幅に縮める可能性を持っています。

しかしながら、ＩＴ技術をどの様に生かしていくかを定めた中長期的な情報化計画は策定されておらず、早期の策定が必要となっています。

また、職員への研修は実施されていますが、その内容は操作方法に留まっていることから、今後は、もう一步踏み込んで、職員の情報化に対する意識改革につながるような研修の実施が必要です。

- 住民基本台帳システムなど行政サービスの提供に直結するものや、人事給与や財務処理などの内部事務に関するシステムについては、整備も徐々に進んできています。

今後は、庁内の新たなコミュニケーションの手段として、また情報の共有化の達成、更には政策決定のスピードアップに繋がるよう、ＩＴ技術の研究と活用を図っていく必要があります。

- また、ＩＴ技術を使っの新たな行政サービスの提供や、町民のみなさんと行政をＩＴ技術で繋ぐといった検討は、ほとんど手が付けられていないのが現状です。

平成１３年３月に町のホームページが開設されましたので、今後はこのホームページをひとつの足がかりとして検討を開始する必要があります。

[今後のなぐれ]

今後、町においては「電子自治体」をめざし、積極的にＩＴ技術の研究や導入を図っていきます。

- 中長期的な情報化推進計画の策定

進展の速度が極めて速いＩＴ技術を的確に導入し「電子自治体」を実現させていくため、中長期的に町の進むべき方向を定める「情報化計画」を策定します。

- 情報化人材の育成

研修を計画的に実施していくことによりＩＴ技術を理解し、業務に生かしていける職員を育てていく必要があります。

また、研修を通じて職員のＩＴに対する意識改革を図ります。

（次頁へ続く）

(前頁からの続き)

○ 行政内部事務への I T 技術の更なる活用

住民基本台帳システムや人事給与システム、財務会計システム以外にも文書管理システムや地図情報システムなど、行政内部の事務の効率化につながるシステムの構築を検討していきます。

また、グループウェアを導入し活用を図るなど、内部処理の更なる効率化をめざすとともに、I T 技術を意志決定の迅速化に生かす工夫をしていきます。

○ I T 技術を使った新たな行政サービスの研究

町のホームページの開設を足がかりとして、I T 技術の導入が、町民のみなさんと行政を繋ぐ架け橋となるよう、研究を進めます。

なお、I T 技術の活用に際しては、個人情報の保護やデジタルデバインド（情報弱者）への対応などに充分留意していきます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 情報化推進計画の策定					
○ 情報化人材の育成					
○ 行政内部事務事務への I T 技術活用					
○ グループウェアの導入と活用					
○ 一人一台パソコンをめざしての整備					
○ 住民基本台帳のネットワーク化					
○ 戸籍の電算化					
○ 新たな行政サービスの研究					
○ 町ホームページによる広報・広聴					
○ I T 講習会の実施					

[町民のみなさんへお願いすることなど]

- 平成 13 年度に I T 講習会を実施します。積極的な受講をお願いします。

- I T 技術の活用は、町民のみなさんと行政の関係を一変させる、大きな力を持っています。

今後は、行政が考える「電子自治体」ではなく、町民のみなさんが望む「電子自治体」を実現するため、I T 技術の活用方法などについて、ご意見やご要望をお願いします。

第2章 施策別計画

都市基盤・生活環境

1	都市基盤	
(1)	市街地の整備	
	市街地の整備	19
	利用しやすい環境づくり	21
	都市景観形成の推進	22
(2)	道路	
	幹線道路の整備	23
	町道の整備	24
(3)	上・下水道	
	上水の安定供給	26
	下水道の整備	28
(4)	鉄道・バス	
	輸送力の増強	30
	駅周辺の整備	32
(5)	公園・緑地	
	公園の整備	33
	緑地の保全	35
	緑化推進運動の展開	36
2	生活環境	
(1)	資源循環型社会への対応	
	地球環境問題への意識啓発	37
	ごみの減量化と資源化の推進	38
	廃棄物の適正処理	41
(2)	環境・衛生対策	
	環境の保全	43
	環境の美化	44
	公害の防止	46
	し尿処理・浄化槽の適切な維持管理	48
3	町民の安全	
(1)	防災・消防	
	防災意識の高揚	50
	防災施設の整備	51
	消防・救急体制の整備	52
	災害対策の推進	54
(2)	防犯・交通安全	
	防犯対策の推進	55
	交通安全対策の推進	56
(3)	消費生活	57
(4)	個人情報の保護	58

1 都市基盤

(1) 市街地の整備

都市マスタープランの推進を図り、土地区画整理事業などにより良好な市街地の整備を推進し高齢者、障害者を含むすべての人が利用しやすい環境づくりに努めます。

また、地域の特性に応じた良好な景観形成に向けて施策の検討を進めます。

市街地の整備

秩序ある市街地整備を進めるため、土地区画整理事業の促進、用途地域の見直し、地区計画制度の活用を図ります。また、「核づくり構想」について引き続き研究を進めます。

[現 状]

- 現在、町内には金手第二地区と金子吉原地区の2箇所で土地区画整理事業の計画がありますが、熟度などの問題から、ほとんど進展していないのが現状です。
その結果、金子吉原地区の土地区画整理事業と連動した構想である「核づくり構想」も研究段階にとどまっています。
- 用途地域については、現在、町内には7用途地域が設定されていますが、それぞれが適正に配置されているか、再検討する必要があります。
- 地区計画については、現在、金手第一地区のみ設定されています。
また、制度上は市街化調整区域の幹線道路沿道への地区計画の設定が可能となっていますが、神奈川県では県における施策との関係から、適用しないこととしています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 土地区画整理の推進・核づくり構想の研究
金手第二地区については、地権者のみなさんの意見を集約することが極めて困難なため、地権者のみなさんの合意形成がなされない場合は、事業を推進する区域から除外することを前提に見直します。
もう一方の金子吉原地区については、東西連絡道路の整備の進捗や「核づくり構想」に関連することから、町としても、地権者を中心とした準備会の再開に協力していきます。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

○ 用途地域の見直し

設定されている 7 用途地域について、それぞれが適正に配置されているか否かを検討します。

○ 地区計画の活用

市街化調整区域の幹線道路沿道などへ地区計画の設定が可能となるよう、県へ要望してきます。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 土地区画整理事業の進展により、まちの良好な市街地形成が期待できます。
- 用途地域の見直しにより、居住者や商工業者などの効率的な配置が図られることにより、工場と住居の分離や商店街の活性化、良好な住環境の維持が期待されます

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 土地区画整理の推進、核づくり 構想の研究					
○ 用途地域の見直し					
・ 調査研究					
・ 検討会の設置や委託内容の検討					
・ 事業調査や概要図などの検討					
○ 地区計画の活用					
・ 幹線道路沿道などへの適用を県へ 要望					

[町民のみなさんにお願いすることなど]

- 土地区画整理事業の進展には、第一に地権者のみなさんの、盛り上がりが必要です。準備会などへの積極的な協力と参加をお願いします。
- 用途地域は都市機能の維持増進、住環境の保全等の観点から計画的、合理的に区分し、建築物の用途や建ぺい率、容積率、高さなどを規制するものです。用途地域見直しに係る意見聴取会などへの積極的な参加をお願いします。
- 地区計画を定めるためには、地域のみなさんの同意が不可欠です。説明会などへの積極的な参加をお願いします。

利用しやすい環境づくり

道路や不特定多数の人が利用する施設のバリアフリー化（障壁除去）に努めるとともに、すべての人が暮らしやすい環境づくりをめざします。

[現 状]

- 町道の改良工事などについては、現在でもバリアフリーを考慮しながら工事を進めています。
- 「すべての人が暮らしやすいまち」の実現をめざしていても、その対象となる方々や、ご要望の内容は多岐にわたることから、なかなか全てのことに手を付けられないのが現状です。

[実施計画]

[事業の概要]

- すべての人が暮らしやすい環境づくり
今後は、推進する事業や計画が高齢者や子ども、体の不自由な方々、外国籍の方々など、町に住むすべての人に利用しやすいものとなっているかを常に意識しながら事業を進めていきます。

[町民のみなさんへの事業効果]

- すべての町民のみなさんが利用しやすい環境づくりが図られます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 全ての人が暮らしやすい環境づくり					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 町で暮らしていく中で、お気づきの点があればご意見をお願いします。

都市景観形成の推進

都市マスタープランの景観形成方針に基づき景観形成に対する意識啓発に努めるとともに、景観形成モデル地区を設定して具体的な手法の研究を進めます。

[現 状]

- 現在、整備中の酒匂川縦貫道沿道において、野立て看板などを規制・誘導するための広告景観形成地区指定の手続きを進めています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 都市マスタープランの都市景観の形成方針の推進
都市マスタープランの都市景観の形成方針に基づき、緑地の保全や都市施設などの景観形成の推進を図ります。また、野立て看板などを規制するための広告景観形成地区指定制度の活用により、酒匂川縦貫道沿道における良好な沿道景観の形成に努めます。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 良好な景観の形成が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 広告景観形成地区指定の検討					
○ 広告景観形成地区指定の実施					

[町民のみなさんにお願いすることなど]

- 広告景観形成地区指定の趣旨をご理解いただき、推進にご協力をお願いします。

(2) 道路

広域的な幹線道路の整備を関係機関に要請するとともに、地権者の協力を得ながら町道の整備を図ります。

幹線道路の整備

国道255号、県道小田原松田線などの歩道整備や県道秦野大井線など既存幹線道路の未改良区間の整備を県に要請します。また、酒匂川左岸縦貫道路の早期完成を県に要請します。

[現 状]

- 国道、県道における歩道整備を県に要望してありますが、県の財政状況の悪化や、用地取得の問題などにより、なかなか整備が進まないのが現状です。
- 県道秦野大井線のバイパス整備についても町民のみなさんの理解は得られているものの、県の予算的問題により停滞しています。
また、都市計画道路松田大井線や酒匂川左岸縦貫道路も完成間近ですが、残工事もあることからその完成は遅れてしまう予定です。
一方、都市計画道路金子開成和田河原線の酒匂川第2号橋については、平成12年度に県による基本調査が始まっています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 県などへの道路の整備要望
県道72号線（松田国府津線）及び県道711号線（小田原松田線）への歩道設置、県道708号線（秦野大井線）のバイパス工事の着手、都市計画道路金子開成和田河原線の早期着手などを県に要望していきます。
また、国道255号の歩道整備なども要望していきます。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 交通渋滞の解消が期待できます。
- 歩道整備を推進することによって歩行者にやさしいまちづくりができます。
- 都市計画道路の整備により足柄上地区の一体感の醸成が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 県などへの整備要望					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 引き続き、強く要望していきます。ご理解とご協力をお願いします。

町道の整備

町道の安全性、利便性の向上をめざして、計画的な整備を図ります。

[現 状]

- 町道のうち、幅員が4 m以上あるものは66.3%と低い水準であり、緊急車両や福祉バスなどの通行にも支障が出ています。
しかしながら、町道の拡張には用地の確保に多額の経費がかかります。
- 舗装率は90.4%と一応の水準には達していますが、未舗装道路もまだまだ残っており、毎年その穴埋めなどの維持補修費がかかっています。
近年は、車両の大型化や交通量の増大により舗装の傷みも早くなっており、今後は更に経費がかかっていくと考えられます。
- 排水路については、市街化区域内においても、土羽の排水路があり、機能向上をめざして整備する必要があります。また、下山田排水路においては、企業誘致に絡み下流の水路整備を行なわないと、雨水排水処理に支障をきたすことが予想されます。
なお、排水路と農業用水路を兼ねている場合が多いことから、受益者との調整も課題となっています。
- 交差点における交通事故が多発しているため、交差点の改良が必要となっています。また町道においては歩道の整備が遅れているため、歩行者の安全確保が必要です。

[実施計画]

[事業の概要]

- 町道改良工事
道路網整備計画に基づき未改良道路や未舗装道路などの、体系的な整備を行います。また、説明会などを開催して、町民のみなさんが使いやすいと感じる町道をめざします。
- 町道舗装工事
今後も計画的に舗装の打ち替えや、未舗装道路の整備を進めます。
- 排水路改良工事
小規模な土羽水路はU字溝などを使用しての計画的な整備を進めます。
また、下山田排水路においては用地の買収等を含め整備を進めます。
- 交通安全施設事業
交差点のカラー舗装化を進めます。また水路への転落防止も兼ねて金田堰及び和田堰の水路敷地を利用した歩道を設置します。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[町民のみなさんへの事業効果]

- 交通渋滞の解消が期待できます。
- 歩道整備を推進することによって歩行者にやさしいまちづくりができます。
- 老朽化した舗装による騒音や振動をなくし、快適な生活環境が期待できます。
- 交差点における交通事故が防止されるなど、交通の安全が確保されます。
- 排水路の改良は降雨時の雨水防災対策となり、安心して暮らせるまちづくりが期待できます。また衛生環境の向上が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6以降
○町道改良工事の計画な施工					
○町道舗装工事の計画的な施工					
○排水路改良工事の計画的な施工					
○交通安全施設事業					
・交差点のカラー舗装化					
・金田堰及び和田堰に床板を設置					

[町民のみなさんにお願いすることなど]

- 道路工事説明会などへの積極的な参加をお願いします。また、道路用地や排水路用地の確保にご協力ください。

(3) 上・下水道

安定した水の供給体制の維持を図るとともに、下水道施設の維持・整備を推進します。また両事業の適切な運営に努めます。

上水の安定供給

水源や配水管など施設の整備を図ります。また、関係機関と連携して、足柄平野の地下水の状況について調査を進めます。

[現 状]

- 平成10年度で町内全域に上水道が整備され、上水道事業は維持管理の時代に入っているといえますが、以前から錆や漏水が多い水道管があり、上水を安定して供給するためには、布設替えなどの対応が必要となっています。
また、一部では口径が現在の規格と合致しなくなっており、今後は補修等の対応が困難になっていくと予想されます。
- 都市計画道路松田大井線の工事に伴い、新たに水道管を布設する予定です。
- 町の上水道はそのすべてを地下水に頼っており、水道用水、工業用水など多量に利用しているという現状から、安定的な水資源の確保のため、県と関係市町が共同して地下水資源について調査しています。
将来にわたって、地下水を安定的に利用していくため、この調査結果をシミュレーション委託調査につなげていく必要があります。

[実施計画]

[事業の概要]

- 老朽管更新事業
上水を安定して供給するため老朽管を計画的に布設替えしていきます。
- 配水管布設事業
都市計画道路松田大井線の工事の進捗に合わせながら水道管を布設します。
- 地下水調査事業
地下水の利用実態や地下水障害の現状などデータの収集を図ります。
また、適正揚水量予測モデルの検討を行います。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 断水や錆の出ない安心して飲める水が、安定して供給されます。
- 都市計画道路松田大井線沿道については、即時給水可能となります。
- 地下水の有効利用を図ることにより、将来にわたって安定的な水資源を確保できます。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6以降
○ 老朽管の計画的な布設替え					
○ 都市計画道路松田大井線沿道への 布設					
○ 足柄上地区地下水調査研究会事業					
・ 利用実態などのデータの収集					
・ 適正揚水量予測モデルの検討					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 上水道は町民のみなさんに対する最も基本的な行政サービスです。今後も上水道事業に対するご理解をお願いします。
- 井戸を所有されている方は、適正な管理と水利調査へのご協力をお願いします。

下水道の整備

市街化の進展や地域の状況に合わせて計画的に公共下水道の整備を進めるとともに、供用区域内の水洗化を促進します。

酒匂川流域下水道の維持管理に対する市町の負担金について、県や関連する市町と見直しを行います。

また計画区域外の地域について地域にあった生活排水処理施設の研究を進めます。

[現 状]

- 町における公共下水道事業については、酒匂川流域関連公共下水道として、汚水・雨水ともに608.5haを計画区域（うち事業認可区域は393.2ha）として整備が進められています。

おおむね平成12年度末で347.8haの整備面積が見込まれていますが、今後も引き続き公共下水道の整備を図っていく必要があります。

- 現在、酒匂川流域下水道における污水处理費用などを、関連市町で負担してますが、この負担金は3年に一度見直しを行っています。

次の負担金の見直しは、施設の改築計画や物価の変動などを考慮し、平成14年度に県と関連市町で検討することになっています。

- 町における下水道計画区域外の地域については、県が平成9年に策定した生活排水処理施設整備構想において、農業集落排水施設として、位置付けられています。

しかし、経済性や合理性の観点から、今後は適切な処理施設について、研究を進める必要があります。

[実施計画]

[事業の概要]

- 公共下水道事業の実施

事業認可区域内の下水道整備を進めるとともに、市街化調整区域への事業認可区域拡大を進めます。また、供用区域内の水洗化を促進します。

維持管理面では、定期的な点検及び清掃を行うことにより、下水道施設のライフサイクルコスト縮減に努めます。

- 酒匂川流域下水道における維持管理負担金の見直し

下水道施設の老朽化に伴う改築の費用、また、物価変動などを適正に把握し、県や関連する市町と負担金の見直しを行います。

- 計画区域外の生活排水処理施設の研究

施設の規模、維持管理手法など、地域にあった処理施設の研究を進めます。

（次頁へ続く）

(前頁からの続き)

[町民のみなさんへの事業効果]

- 生活環境の向上に大きな効果を発揮します。
- 自然環境の保全が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 市街化調整区域への事業区域の拡大					
○ 供用区域内の水洗化の推進					
○ 定期的な点検及び清掃の実施					
○ 酒匂川流域下水道の維持管理に対する負担金の見直し					
○ 計画区域外の生活排水処理施設の研究					

[町民のみなさんにお願いすることなど]

- 下水道整備対象地区内の町民みなさんにおいては、説明会に積極的に参加されるようお願いします。
- 共用区域内での下水道接続にご協力をお願いします。

(4) 鉄道・バス

- 鉄道輸送力の増強と駅施設の整備を関係機関に要請するとともに、バス路線の維持・増強を関係機関に要請します。また駅周辺において駐輪場などの整備を図ります。

輸送力の増強

J R 御殿場線、小田急線を利用しやすいものにするため、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議などを通じて関係機関に働きかけます。

バス交通を利用しやすいものにするため、近隣市町と連携して関係機関に働きかけます。また町内循環バスの導入について研究を進めます。

[現 状]

- J R 御殿場線や小田急線の鉄道輸送力の増強をめざして、関係団体と一体になって要望書などを提出しています。
しかし、利用者の減少などを理由の1つとして、その要望はなかなか実現しないのが現状です。
- 平成14年からのバス事業の規制緩和により、利用者の少ないバス路線は廃止されてしまう可能性があります。

[実施計画]

[事業の概要]

○ 鉄道輸送力増強事業

J R 御殿場線や小田急線を利用しやすいものにするため、駅施設の整備をはじめ、運行本数の増強などを、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議や御殿場線輸送力増強促進連盟を通じて、国や鉄道事業者などに要望していきます。

また「ごてんばせんネット」などのホームページの活用により、利用者の増加に努めます。

○ 町内バス交通のあり方の研究

特定の町内バス路線の廃止問題だけに注目するのではなく、町全体を見渡したバス路線の今後のあり方を研究します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 鉄道の運行本数の増加や、利用しやすい施設への整備が期待できます。
- 町内における交通格差の解消が期待できます。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6 以降
○ 鉄道輸送力増強事業					
・ 国や鉄道事業者への働きかけ					
・ ごてんばせんネットなど広報活動					
○ 町内バス路線のあり方の研究					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 鉄道やバスなどの公共交通の積極的な利用をお願いします。

駅周辺の整備

J R 御殿場線の駅周辺において駐輪場などの整備を進めます。

[現 状]

- J R 御殿場線相模金子駅には現在も駐輪場がありますが、駐輪台数の増加などにより駐輪場からはみ出して駐輪している自転車が増えてきています。
また、駅周辺において新規住宅の建設が見込まれていることから、今後、ますます駐輪台数が増加することが予想されます。なお、場内の放置自転車も増加してきています。

[実施計画]

[事業の概要]

- J R 御殿場線相模金子駅駐輪場整備事業
J R 御殿場線相模金子駅にある駐輪場を延長し、駐輪台数を、現在の 80 台から 120 台へ拡大します。
また、引き続き、場内の放置自転車撤去を行います。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 駐輪場が広く、また使いやすくなります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 駐輪場増設工事の実施					
○ 放置自転車の撤去					

[町民のみなさんにお願いすることなど]

- ルールを守っての利用をお願いします。
- 自転車の放置をしないよう、ご協力をお願いします。

(5) 公園・緑地

緑の基本計画を推進し、公園の整備や緑地の保全を図るとともに、緑化推進運動を展開します。

公園の整備

地域住民の協力を得ながら身近な公園の整備・維持管理を図ります。また、新たな公園の整備について研究を進めます。

[現 状]

- JR 御殿場線上大井駅前は、町の玄関口であることからその公園整備には、景観への配慮や、駐輪場の整備なども考慮しつつ整備する必要があります。
- 町内 4 箇所にある公園については、民間委託による日常的な維持管理を実施しています。
植栽の消毒は年に数回行っていますが、環境保全の観点からその方法などについての検討が必要となっています。
- また、平成 12 年度には、開発区域内に設置された公園が町に移管されました。
今後も同様のケースが増加することが予想されるため、体系的な維持管理方法の検討が必要となっています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 上大井駅前公園（仮称）整備事業
JR 御殿場線上大井駅前公園（仮称）用地については、地元のみなさんの意見を尊重しながら整備を図っていきます。
- 公園の維持管理
現在の委託による維持管理を継続しながら、体系的な維持管理方法の検討を進めます。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 上大井駅前公園（仮称）を整備することにより、憩いの場として利用できるとともに、駅周辺の良い景観の保全や消防水利の確保が期待できます。
- 公園が適正に維持管理されることにより、安心して気持ちよく利用することができます。

（次頁へ続く）

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 上大井駅前公園 (仮称) 整備事業					
・ アンケート調査の実施					
・ 公園整備基本計画の策定					
・ 公園整備基本・実施設計の策定					
・ 公園整備工事					
○ 公園の維持管理					
・ 維持管理方法の検討					
・ 新たな方法による維持管理					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 上大井駅前公園 (仮称) 整備事業におけるアンケート調査は上大井地区以外のみなさんにもお願いする予定です。ご協力をお願いします。
また、公園の維持管理について、地元自治会やひょうたん文化推進協議会のみなさんのご協力を引き続きお願いします。
- 公園は、町の施設の中でも、とりわけ地域の生活に密着した施設です。安心して、また気持ちよく利用するためにも、美化清掃などへの積極的な参加をお願いします。

緑地の保全

関係機関と連携して丘陵地などの緑地の保全を図るように地権者に協力を要請します。

[現 状]

- 丘陵地西側の斜面緑地については、その大部分が一企業による社有地となっています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 丘陵地西側の斜面緑地の保全

丘陵地西側の斜面は、所有者のご協力により極めて良好に緑地の保全が図られています。

今後も、この緑地の保全に努めていただけるよう、要請していきます。

なお、この斜面地については、従来から緑地保全地区の指定を検討してきましたが、今後は指定の必要性自体を検討します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 町における緑地保全の拠点となることにより、町民のみなさんからの意見や提案を参考にしながら、シンボリックな地域としていくことが可能となります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 緑地保全の要請					
○ 緑地保全地区指定の必要性の検討					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 丘陵地西側の斜面緑地は、一企業のご協力により、まちの緑地保全の拠点となり、また憩いの場として開放されているものです。
気持ちよく利用するためにも、散策やウォーキングなどの際に、ごみなどを出さないようお願いします。

緑化推進運動の展開

各種団体の協力を得ながら町の花「すいせん」の普及など緑化推進運動の展開を図ります。

[現 状]

- 町の花「すいせん」については、酒匂川沿いにフレームを、また公園などにもプランターを設置し普及に努めていますが、育成時期が限られていることや、維持管理が困難であるなど問題が発生しています。

また、平成11年度から金手大河原地区の休耕田の一部を利用して「菜の花畑づくり」を始めましたが、稲作の時期と調整が難しく、またボランティアがなかなか集まらないなど、多くの課題があるのが現状です。

[実施計画]

[事業の概要]

- すいせんの普及と休耕田を利用した菜の花畑づくり
すいせんについては、現在の普及方法以外の方法も検討のうえ実施します。
また、菜の花畑づくりは、その位置づけを緑化推進運動から農業者支援事業へ転換させることを検討します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 町の景観と憩いの場の形成に寄与します。
- 休耕田を利用した菜の花畑づくりは農業への支援となります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ すいせんの普及と休耕田を利用した菜の花づくり					
・ すいせんの球根を配布					
・ すいせんの新たな普及活動の実施					
・ 菜の花畑づくりの推進					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 「菜の花畑づくり」について、町民のみなさんには土づくりからの積極的な参加を、また休耕田の所有者の協力をお願いします。

2 生活環境

(1) 資源循環型社会への対応

地球環境問題への意識啓発に努めるとともに、ごみの減量と資源化を推進します。
また近隣市町と連携して廃棄物処理の整備を図ります。

地球環境問題への意識啓発

豊かな自然環境の保全に取り組むとともに、身近なところから地球環境を守り資源循環型社会を築いていくように意識啓発に努めます。

[現 状]

- 地球環境問題はふだんの暮らしからかけ離れた問題と理解されがちですが、町民のみなさん一人ひとりの行動がこの問題に直接かかわっていることを理解していただく必要があります。

[実施計画]

[事業の概要]

- 大井町環境展（仮称）の開催
町役場や中央公民館、体育館を会場として、地球レベルでの環境破壊を紹介するパネルの展示、低公害車の展示と試乗、一般家庭から1年間に出されるごみの展示、フリーマーケットの開催、エコマーク商品の紹介など、主にごみ・公害問題をテーマとして「大井町環境展（仮称）」を開催します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- ごみ問題をはじめとする地球環境問題への啓発が期待されます。
- フリーマーケットの開催により不要品の処分または安価にて購入が可能です。

[年度別の取り組み]

項 目	（年度）	12	13	14	15	16以降
○ 大井町環境展（仮称）の開催						

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 町民みなさんの地球環境問題への意識をかえることが目的の事業です。積極的な参加をお願いします。

ごみの減量化と資源化の推進

町民、事業者のごみ問題に対する意識啓発に努めます。また、ごみの分別収集を推進するとともに、事業者には使い捨て容器や過剰包装を減らすように働きかけます。

[現 状]

- 現在、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図るため、廃棄物の分別収集を行っていますが、可燃ごみの減少や資源ごみの増加はみられるものの、平成１２年に完全施行された「容器包装リサイクル法」に基づく、分別収集の完全実施には至っていません。
また、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化も、大きな問題となっています。
- ごみの減量化とその再利用が社会問題となっていること、また東部清掃組合における大井美化センター、岩倉処分場の延命化を図る必要があることなどから、家庭ごみの約３割を占める生ごみの減量化と有効利用が非常に重要な課題となっています。
- 自治会、老人クラブ、子ども会、ＰＴＡ、婦人会、母親クラブに対し、回収の実績に応じて資源回収奨励金を交付していますが、本来の奨励目的からはずれて各団体の単なる「運営資金」になってしまっている可能性があります。
また町が収集した場合と比較するなど、費用対効果を見極める必要があります。
- 廃棄物となった家電製品は、金属やガラスなど有用な資源が多く含まれているにもかかわらず、大部分が埋め立てられているのが現状です。
このような状況のため「家電リサイクル法」が制定され、平成１３年４月に施行されることとなりました。

[実施計画]

[事業の概要]

○ 廃棄物分別収集事業

現在、資源ごみとして分別収集している容器包装廃棄物は「缶」、「ビン」、「紙パック」、「段ボール」、「ペットボトル」、「発泡スチロールとトレイ」の６種類ですが、これに「その他紙製容器包装」と「その他プラスチック製容器包装」を追加して導入します。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

○電気生ごみ処理機構入費補助事業

一般家庭から排出される生ごみの自己処理を行う電気生ごみ処理機の購入費を、一部補助することにより、ごみの減量化をめざします。

また、平成 13 年度から地元電気店以外からの購入も補助の対象とします。

しかしながら、補助申請件数が年々減少していることや、また、処理機自体の価格も廉価になってきていることから、平成 15 年度いっぱい、制度を打ち切ります。

○資源回収奨励金交付事業

引き続き実施しますが、この制度の本旨を捉えた活動を行っていただけるよう、広報に努めます。

○家電リサイクル事業

法律に沿って実施されますが、製造業者、小売業者、消費者、市町村、国の役割は以下のとおりです。

- ・消費者 不要となった製品を小売業者に引き渡します。その際、再商品化にかかる経費（料金）を負担します。
- ・小売業者 過去に販売した製品を一旦引き取ります。
- ・製造業者 小売業者から自社製品を引き取り、再商品化します。
- ・市町村 住民に対する周知啓発を行います。
- ・国 研究開発、情報提供、施設整備の促進、技術的支援などを行います。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 廃棄物処理にかかる費用の節減が図れます。
- ごみの減量化や資源の有効利用を進めることによって、ダイオキシン類発生の抑制など、地球規模における環境保全が図れます。
- 補助を受けることにより、生ごみ処理機械購入の負担が軽減されます。
- 動物などによる生ごみの散乱が減少し、町がきれいになります。
- ごみの減量と再資源化に対する意識向上が期待できます。
- 最終処分場などの延命が図れます。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み] (続き)

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 廃棄物分別収集事業					
・ 分別内容の検討					
・ 住民説明会の実施					
・ 新たな分別収集の実施					
・ 分別収集の適正化の徹底					
○ 電気生ごみ処理機構入費補助事業					
・ 補助事業の実施					
・ 補助対象を拡大して実施					
○ 資源回収奨励金交付事業					
・ 奨励金交付事業の実施					
○ 家電リサイクル事業					
・ 手数料条例の見直し					
・ 家電リサイクルの開始					
・ 適正処理の徹底					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- ごみの分別は、一人ひとりが環境問題への意識をもってあたる必要があります。町民のみなさんには分別収集の徹底を、町内の企業にあっては包装の簡易化にご理解とご協力をお願いします。
- 町民のみなさんからのごみの減量化をめざして、積極的な生ごみ処理機の導入をお願いします。
また、小売事業者の方から町民のみなさんへの積極的なアピール等ご協力をお願いします。
- 資源回収奨励金交付事業については、ごみの減量化と再資源化の推進という趣旨を捉えたうえでの、積極的な制度の利用をお願いします。
- 使わなくなった家電製品の、小売業者への適切な引き渡しと、再商品化に係る料金の負担について、ご理解をお願いします。

廃棄物の適正処理

近隣市町と連携して設置しているごみ処理施設の公害防止対策を進めるとともに、施設運営の効率化に努めます。また、広域的な施設整備に向けて関係機関と検討を進めます。

[現 状]

- 大井美化センターのダイオキシン類排出量は、平成１４年１２月から適用される大気排出基準を上回ってしまうことから、平成１４年１１月末までに対策を施す必要があります。
- 厚生省は、ごみの焼却施設からのダイオキシン類の発生防止について、平成９年にガイドラインを示しましたが、この中で恒久的な対策として、高度な処理機能を有する大規模施設に集約する必要性が示されました。
更には厚生省から各都道府県へ「ごみ処理の広域化計画」を策定し、市町村を指導するようにとの通知がされ、これを受けて県では「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定しました。
この計画の中で、町においては平成２０年を目処に県西ブロック（２市８町）の他の市町村とともにごみ焼却の広域化を行うこととされており、今後、検討を進めていく必要が出てきています。
また、これと平行して、足柄上地区（１市５町）広域行政協議会の「ごみの広域化処理専門部会」においても、足柄上地区のごみ処理広域化に向けて、調査研究が行われています。
なお、足柄上地区のごみ処理広域化に向けて一部事務組合の統合などの可能性について、調査研究を行っていきます。

[実施計画]

[事業の概要]

- 大井美化センター延命対策事業
平成１４年１２月から適用されるダイオキシン類大気排出基準値を満たすため、施設の改良を行います。
また、その後平成２０年までの間、各種の基準を満たしつつ、施設の存続を図っていきます。
- ごみ処理広域化事業
「神奈川県ごみ処理広域化計画」に基づき、ごみ処理の広域化のための「ごみ処理基本計画」を策定します。
また、これと平行して、足柄上地区広域行政協議会の「ごみの広域処理専門部会」において、足柄上地区のごみ処理広域化に向けて調査研究や、一部事務組合の統合について検討を行います。

（次頁へ続く）

(前頁からの続き)

[町民のみなさんへの事業効果]

- ダイオキシン類の排出量低下により環境の保全が図れます。
- 高度な処理能力を有する大規模施設を利用することにより、ごみ処理の効率化と環境の保全が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6 以降
○ 大井美化センター延命対策事業					
・ 基準を満たすための対策を検討					
・ 延命対策を実施					
○ ごみ処理広域化事業					
・ 広域化の検討					
・ ごみ処理基本計画の検討					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 住民アンケートなどを実施する可能性があります。ご協力をお願いします。

(2) 環境・衛生対策

環境に配慮した総合的な施策を整備し、不法投棄の防止や公害防止対策などの強化に努めます。また、浄化槽の適切な維持管理の意識啓発に努めます。

環境の保全

町、町民及び事業者が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、環境基本計画を策定します。

[現 状]

- 社会経済情勢や生活様式の変化などにより発生するごみの問題、水質汚濁、大気汚染、また地球温暖化問題やダイオキシン類・環境ホルモン問題、資源の有効利用、開発による環境破壊など、環境を維持し、また創造していくための問題は極めて多岐にわたっています。

これらの問題を1つ1つ解決していくには環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

[実施計画]

[事業の概要]

- 大井町環境基本計画策定事業

町における環境施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「大井町環境基本計画」を策定します。

また、計画の中では、町民、事業者、行政のそれぞれの責務を明確にしていきます。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 環境問題を総合的に捉えて、施策を計画的に推進することにより、町民のみなさんの健康で文化的な生活の確保に寄与します。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○町民アンケートの実施					
○計画策定を委託					
○環境審議会に諮問・答申					
○計画の実施					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- この計画は、町民のみなさんと行政が一緒になって策定していくものです。環境を保全するための積極的な行動をお願いします。

環境の美化

不法投棄防止対策を進めるとともに、地域住民の協力を得ながら散乱ごみ対策を進めます。また、美化運動への支援など環境美化の推進を図ります。

[現 状]

- 町内の美化推進を目的として、自治会、老人クラブ、子ども会、PTA、婦人会、母親クラブが行う美化運動に対し、助成金を交付していますが、本来の奨励目的からはずれて、各団体の純粋な「運営資金」になってしまっている可能性があります。
- 相和地区を中心とした丘陵部には年間を通して不法投棄が絶えず、またその量は年々増加しています。
- 各ステーションに放置されたごみや、委託業者が収集できないものなど、不法投棄などによってステーションに放置されるごみは後を絶たず、町の美化と衛生が損なわれています。
また、今後、容器包装リサイクル法や家電製品リサイクル法など法整備が進むにつれ不適切な分別や排出、更には不法投棄が増加していくことが予想されます。

[実施計画]

[事業の概要]

- 美化運動推進助成金交付事業
引き続き実施しますが、平成13年度からは対象となる実施団体を自治会のみとします。また助成額の算定方法について見直します。
- 不法投棄防止クリーン作戦委託事業
投棄物の撤去や、不法投棄を防止するため柵や緑地帯を設置します。
- 環境パトロールの実施
委託により週1回（昼間）、町内をパトロールし、衛生上支障のある箇所やごみステーションを発見した場合は、ごみの撤去などを行います。
- 環境美化夜間パトロール委託事業
不法投棄多発地帯を中心に土曜、日曜、祝祭日、年末年始などの夜間にパトロールを実施します。
不法投棄を目撃した場合は警察に通報します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 住環境における環境の美化と衛生の維持が図れます。
- 自治会単位での共同作業により良好な地域づくりが図れます。

（次頁へ続く）

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6以降
○ 美化運動推進助成金交付事業					
・ 対象団体の見直し					
・ 交付団体を自治会のみとして実施					
○ 不法投棄防止クリーン作戦の実施					
○ 環境パトロールの実施					
○ 環境美化夜間パトロールの実施					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 自治会で行われる美化推進運動への積極的な参加をお願いします。
- 不法投棄の現場を目撃したり、不法投棄物を発見した場合は、早期の情報提供をお願いします。
- ステーションを気持ちよく使うためにも、ごみはルールを守ってきちんと出してください。

公害の防止

事業所などに対して大気・水質の保全や騒音・悪臭などの公害防止対策の指導を徹底します。また、公害を未然に防ぐため監視体制の強化に努めます。

[現 状]

- 農家や一般家庭から排出されている剪定枝を、野焼きなどで処理している例が多くみられますが、そのほとんどは県の生活環境保全条例に違反しており、また周辺住民からの苦情も多数寄せられています。
- 現在、環境問題は世界的に注目され、地球規模での環境破壊、汚染などに対するいろいろな対策が講じられています。特に大気汚染問題においては自動車の排気ガスや、火力発電所からの排煙などが大きな原因となっており、今後はこれらを大幅に低減させる必要があります。
なお、国では（財）新エネルギー財団において、一般家庭が太陽光発電を導入した場合について補助を行っていましたが、技術進歩に伴う導入コストが低下しているとして、平成１４年度をもって終了する予定となっています。
また、（財）日本電動車両協会においても、電気自動車の購入に対して補助を行っています。
- 町における下水道整備は毎年着実に進んでいます。しかし河川や用水路への家庭排水や工場排水の流入、農薬散布などによる水質の悪化が懸念されています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 剪定枝等適正処理事業
町において、剪定枝破砕処理機を購入し、委託により破砕処理を行います。
破砕後のチップは町民のみなさんへの無償配布や、公共施設の植え込みへの散布などに利用します。
また、野焼きの中止指導の際に、この事業の積極的な利用を指導します。
- 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
一般家庭において、太陽光発電システムを設置する場合にかかる費用の一部を補助する事業の内容を検討します。
併せて、国の施策の動向や、町の財政状況を見極めながら、事業の導入時期について検討していきます。
- 低公害車購入費補助事業
一般家庭において、低公害車を購入した場合にかかる費用の一部を補助する事業の内容を検討します。
併せて、国の施策の動向や、町の財政状況を見極めながら、事業の導入時期について検討していきます。

（次頁へ続く）

(前頁からの続き)

○ 主要河川・用水路水質検査

町内の主要河川・用水路の 9 箇所において水質検査を実施し、異常があった場合はその原因を調査します。

また、検査の結果について、わかりやすく広報します。

なお、油流出などの水質事故については、汚染拡大に対し早急な対応をとるとともに、原因者に対しては、再発の防止に向けての指導を県と合同で行います。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 剪定枝の有効利用と大気汚染の防止が図れます。
- 太陽光発電の設備や低公害車を購入する際の費用負担が軽減されます。
- 太陽光発電では電気料の節減とともに、余剰電力を電力会社に販売できます。
- 水質検査を実施し、水質の状況を定期的に把握することにより、安心して暮らせるまちづくりが図られます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 剪定枝等適正処理事業					
・ 剪定枝破碎処理機の導入					
・ チップの利用調査					
○ 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業の内容と導入時期を検討					
○ 低公害車購入費補助事業の内容と導入時期を検討					
○ 主要河川・用水路水質検査の実施					

[町民のみなさんにお願いすることなど]

- 野焼きは、大気汚染をまねき、町民のみなさんの生活環境を悪化させます。剪定枝の処理については、剪定枝破碎処理事業を積極的に利用してください。
- 太陽光発電設備や低公害車の導入は、公害を防止するうえでたいへん有効な手段です。補助の有無にかかわらず、ぜひとも導入や購入の検討をお願いします。
- 河川や用水路の水質が悪化しないよう、汚水等の適切な処理をお願いします。

し尿処理施設・浄化槽の適切な維持管理

近隣市町と連携して設置しているし尿処理施設の適切な維持管理を図るとともに、施設運営の効率化に努めます。また、戸別浄化槽の適切な維持管理を行うように意識啓発に努めます。

[現 状]

- 現在の足柄上衛生組合のし尿処理施設における焼却炉から排出されるダイオキシン類は平成14年12月から適用されるダイオキシン類大気排出基準を上回ってしまうことから、何らかの改善処置を施す必要があります。
また、同組合のし尿処理は3次処理まで行った後、酒匂川に放流していますが、今後は2次処理まで行った後、下水道へ放流する方式に改められます。
よって、これまで使用されていた3次処理用施設が不要になるため、その跡地の有効利用を検討する必要があります。
- 市街化調整区域の下水道未整備区域については、生活系排水による河川や用水路の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置が義務づけられています。
しかし、適切な維持管理が行われないと、その機能を十分に発揮させることはできません。

[実施計画]

[事業の概要]

- 足柄衛生センター施設整備事業
平成14年12月から適用される大気排出基準を満たすよう、焼却炉を改造または更新します。
また、3次処理施設跡地の有効利用を検討します。
- 合併処理浄化槽維持管理費補助事業
市街化調整区域の下水道未整備地区内に合併処理浄化槽を設置している町民に対し、その維持管理費用の一部を補助することにより、浄化槽の適切な維持管理を促します。
なお、その補助額は下水道の使用料に準じたものとします。
また、この補助事業を適正に執行していくために、合併処理浄化槽台帳を整備します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 環境の保全及びし尿の安定した処理が実現されます。
- 合併処理浄化槽の維持管理費用が軽減されます。
- 河川や水路の水質の保全が図れます。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6以降
○ 足柄衛生センター施設整備事業					
・ 施設整備検討委員会の設置	■				
・ 改造・更新工事の実施		■			
・ 下水道接続のための工事を実施		■			
・ 3次処理施設跡地の有効利用を検討		■	■	■	■
○ 合併浄化槽維持管理費補助事業					
・ 補助事業の検討	■				
・ 補助の実施		■	■	■	■

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 合併処理浄化槽は、適切な維持管理が行われて、はじめてその機能が発揮できます。河川や用水路の水質の悪化を招かないよう、適切な維持管理をお願いします。

3 町民の安全

(1) 防災・消防

地域防災計画に基づき、防災意識の啓発や自主防災組織の充実など地域ぐるみの防災対策を進めるとともに、消防・救急体制の充実を図ります。また、関係機関と連携して災害防止に向け危険箇所の整備を図ります。

防災意識の高揚

町民の参加を得ながら定期的に防災訓練を実施するとともに、応急救護方法など災害時対応の知識や自然災害に関する情報提供に努めます。また、関係機関と連携して防災行政無線など災害時の情報連絡体制の充実を図ります。

[現 状]

- 阪神・淡路大震災の発生から6年が経過し、一度高まった防災意識も少しづつ薄れてきています。
今後は、町民の防災意識の高揚と防災知識の普及啓発、また防災関連機関などを含めた防災体制の整備について、一層強化していくことが求められています。
- 密閉性の高い住宅が増加するなど、住環境が変化してきている中で、緊急放送が伝達しにくくなってきています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 防災訓練の実施
現実即応型訓練の防災訓練を、町災害対策本部及び各自主防災組織と協同で実施します。
- 戸別受信機購入への補助
緊急放送の伝達困難を解消するため、各家庭への戸別受信機の購入費用の一部補助を平成13年度まで実施します。また、防災無線の新たな活用を検討します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 災害に対する備えとなります。
- 災害発生時の情報伝達手段の備えとなります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 防災訓練の実施					
○ 戸別受信機購入費への補助					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 防災訓練への積極的な参加をお願いします。
- 戸別受信機の設置にご協力をお願いします。

防災施設の整備

非常用飲料水貯留槽など防災施設の整備を図るとともに、自主防災組織への支援を進め、防災資機材の充実に努めます。

[現 状]

- 平成４年度に非常用食糧と資機材の防災倉庫として、上大井、大井、相和の各小学校と湘光中学校に設置しましたが、備蓄品の充実の伴い手狭となっています。
- 相和地区への非常用飲料水貯留槽の整備が必要となっています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 防災備蓄倉庫の整備
相和小学校防災倉庫の隣に１つ増設します。なお、相和小学校以外は増設済みです。
食糧は町域全体で１，２８２食×３食×３日間分を用意しています。
- 飲料水貯留槽の整備
相和小学校（広域避難場所）に３１ｔの非常用飲料水貯留槽を埋設し、災害時の飲料水確保に努めます。
その結果、飲料水の備蓄量は、ひとりが１日あたり３リットル消費するとして、３，０００人分を３日間分確保することとなります。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 災害に対する備えとなります。

[年度別の取り組み]

項 目（年度）	12	13	14	15	16以降
○ 相和小学校防災倉庫の増設					
○ 非常用飲料水貯留槽の整備					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 日頃から地震に対する心構えを持ち、家庭内でも防災対策について話し合いをお願いします。

消防・救急体制の整備

近隣市町と連携して常備消防の充実を図るとともに、町消防団の今後の体制について検討を進めます。また、広域的な連携により災害時の医療救護体制の整備を図ります。

[現 状]

- 平成１２年度から「足柄消防組合」のもとで事業展開されていますが、現在大井町には分署がなく、今後人口の増加も見込まれることから、消防体制は十分といえない状況です。
- 消防団員の確保を図り、また訓練研修を重ねて組織の充実強化に努めています。しかし、その一方、団員の確保が難しく、欠員が生じている分団もあります。
- 消火栓や防火水槽の設置により消防水利の充実を図っていますが、民地などの設置に理解を得ていただくことが難しく、要望が多くとも設置できない場合が多くなっています。
また、住宅環境の変化による対応も課題となっています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 常備消防運営事業
更なる消防・救急力の強化をめざして、施設や機械器具などの整備や、組合職員の教育訓練を行います。また災害発生時の情報収集及び伝達の充実を図ります。
なお、分署の設置については、足柄上地区における本署と分署の適正な配置を要望するなど、上郡全体の問題と捉え、今後も関係機関に要望していきます。
- 非常備消防運営事業
引き続き、訓練研修を重ね、組織の充実強化に努めます。また、消防団組織の見直しについては、検討委員会を開催しながら進めていきます。
- 消防水利整備事業
引き続き、消火栓や防火水槽の設置・維持管理に努めます。
また、自然水利も含めて水利調査を行います。
- 医療救護体制の整備
足柄上三医師会の医師会、歯科医師会、薬剤師会により、災害時の医療援護を実施します。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[町民のみなさんへの事業効果]

- 災害に対する備えとなります。
- 消防団組織の充実強化により、災害に対する安全確保が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 常備消防運営事業					
・ 消防・救急力の強化					
・ 組合職員への教育訓練					
・ 分署の設置要望					
○ 非常備消防運営事業					
・ 消防団組織の充実強化					
・ 消防団組織の見直し検討委員会を開催					
・ 新たな組織体制の実施					
○ 消防水利整備事業					
・ 消火栓や防火水槽の設置と管理					
・ 水利調査の実施					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 消防団の活動に対するご理解とご協力をお願いします。 また、消防団員の確保にご協力をお願いします。
- 防火水槽の設置にご協力をお願いします。

災害対策の推進

関係機関と連携して急傾斜地崩壊防止対策などを進めるとともに、砂防指定地の整備を県に要請します。

[現 状]

- 急傾斜地の崩壊を防止するため、県施工により工事を進めていますが、急傾斜地における地権者全員の要望と承諾が必要なことから、工事が施工できない場合があります。また、工事費用の町負担額が増大してきています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 急傾斜地崩壊防止事業
引き続き、急傾斜地の崩壊を防止するための工事をを行います。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 地滑りなどの災害から町民のみなさんの生命や財産を守ります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 急傾斜地崩壊防止事業					
・ 篠窪地区の工事を予定					
・ 新たな工事箇所の検討					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- がけ崩れ災害を防止するため、急傾斜地をお持ちの地権者の方は、工事の推進にご協力ください。

(2) 防犯・交通安全

防犯灯の設置など防犯対策の推進を図るとともに、交通安全意識の啓発や交通安全施設の整備など交通事故の未然防止に努めます。

防犯対策の推進

関係機関と連携して防犯意識の高揚を図るとともに、防犯灯の設置を進めます。

[現 状]

- 生活道路を中心に防犯灯の新設、既設防犯灯の維持管理を行っています。
また、防犯広報活動などにより町民の防犯意識の向上を図っています。今後は警察署などの各関係機関と連携し、より一層の普及啓発と意識の高揚を図る必要があります。

[実施計画]

[事業の概要]

- 防犯対策事業
自治会からの要望に基づき、現地調査のうえ、防犯灯の設置を進めます。
防犯広報活動を充実させることにより、町民への更なる普及啓発と意識の高揚に努めます。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 自主防犯意識の高揚が期待できます。
- 犯罪の予防が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 防犯灯の新設及び維持管理					
○ 防犯広報活動の充実					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- お出かけの際はしっかりと戸締まりを確認するなど、防犯に関する一人ひとりの意識と行動が重要です。

交通安全対策の推進

関係機関と連携して交通安全意識の高揚に努めるとともに、カーブミラーなど交通安全施設の整備を図ります。

[現 状]

- 交通安全運動や交通安全教室などを推進し、町民のみなさんの交通安全意識の高揚と交通事故防止に努めています。

町内の交通事故多発箇所の調査を行っていますが、今後は町民のみなさんからの要望により多く応えられるよう、警察署などの関係機関との連携を強化させていく必要があります。

[実施計画]

[事業の概要]

- 交通安全対策事業

自治会からの要望や警察署の指導に基づき、カーブミラーを設置します。

また、警察署など関係機関と協力しながら、交通安全運動や教室などを開催します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 交通事故の防止が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○カーブミラーの設置					
○交通安全運動や教室の開催					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 交通安全運動や各種教室などへの積極的な参加をお願いします。

(3) 消費生活

消費者意識の啓発に努めるとともに、消費生活相談の充実を図ります。

[現 状]

- 家庭用品品質表示法、消費生活用品安全法、消費生活協同組合法などの、県から各市町村への権限移譲により、消費生活行政への町の役割は増大しています。今後、消費生活相談の充実や広報、啓発が課題となります。

[実施計画]

[事業の概要]

- 安全な消費生活の実現に向けて
近隣市町と協力して広域的な消費生活相談所の設置を検討します。
県と「暮らしの教室」を共催します。
県などから来た関連情報の積極的な広報を行います。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 消費者の利益を保護することによって、安全な消費生活を実現します。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 安全な消費生活の実現に向けて					
・ 広域的な消費生活相談所の設置を検討					
・ 広域的消費生活相談所の設置					
・ 広報活動の充実					
・ 暮らしの教室の開催					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

(4) 個人情報の保護

個人情報を適正に保護しながら、「戸籍・住民登録事務」などの情報システム化を進めます。

[現 状]

- 国の主導で各市町村で管理されている住民基本台帳を基礎に、全国の市町村及び都道府県をネットワークで結び、区域を越えての住民サービスを可能にする事業が始まりつつあります。

このシステムは住民一人ひとりに番号（住民票コード）を付加することから、今後は、この番号の他のシステムへの活用の研究が必要となっています。

- 現在、戸籍の発行は、すべて手作業で行っているため、特に新規の発行には時間がかかる場合があります。

この事務の迅速化と正確性を確保する方法として、電算システムの構築があげられますが、個人情報の保護に十分な配慮が必要となります。

また、システム導入による管理費用の増大も問題点としてあげられます。

[実施計画]

[事業の概要]

- 住民基本台帳ネットワークシステムの構築

住民基本台帳システムを全国の市町村及び都道府県とネットワークで結ぶことにより区域を越えての住民サービスを可能にします。

個人情報の保護を第一に考えながら、システムの構築にあたります。

また、住民票コードの有効活用を研究します。

- 戸籍電算化事業

個人情報の保護を第一に考えながら、戸籍事務の迅速化と正確性を確保するため戸籍電算化事業を行います。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 転入転出の手続きはどの市町村でも行えるなど、行政区域を越えた住民サービスが可能となります。
- 戸籍の翌日発行が可能となります。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6 以降
○ 住民基本台帳ネットワークシステムの構築					
・ ネットワークシステムの構築					
・ ネットワークシステムの稼働					
・ 住民票コードの活用を研究					
○ 戸籍電算化事業					
・ 戸籍電算化の検討と委託業者の選定					
・ 電算システムへの移行作業					
・ 電算システムの稼働					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

健康・福祉

1	健康	
(1)	健康づくり	
	健康づくり活動の推進	61
	健康診査の充実	63
	保健事業の充実	64
(2)	地域医療	66
2	福祉	
(1)	地域福祉	67
(2)	高齢者福祉	
	相談体制の充実・在宅福祉サービスの提供	68
	社会参加への支援	69
(3)	障害者（児）福祉	
	相談、訓練の充実	71
	在宅福祉サービスの提供	72
	社会参加への支援	73
(4)	児童福祉	
	子育てへの支援	74
	保育内容の充実	75
	ひとり親家庭への支援	76
(5)	社会保障・勤労者福祉	
	介護保険制度の円滑な推進	77
	国民健康保険事業、老人保健医療事業の適切な運営	78
	低所得者世帯への支援	79
	勤労者への支援	80
	町営住宅の適切な維持管理	81

1 健康

(1) 健康づくり

保健福祉センターを拠点として、自主的な健康づくりを支援するとともに、生涯各期に対応した健康診査・保健事業などの充実を図ります。

健康づくり活動の推進

健康づくりに関する情報提供や各種健康講座の実施などにより、自主的な健康づくりの支援を図ります。

[現 状]

- 生活習慣病を防止するためには毎日の生活習慣の改善が重要といわれています。日常生活を見直し生活習慣病の予防を図るという観点から健康教育が必要となっています。
- 健康維持のためには適度な運動が大切であり、今後も健康意識の向上のため、町民参加型のイベントを実施する必要があります。
- 行政が行っている保健事業や福祉事業を、町民のみなさんにわかりやすく周知する必要があります。

[実施計画]

[事業の概要]

- 健康教室や講座の開催
生活習慣病などの各種疾病予防のため、生活習慣病予防セミナー、介護教室、骨のセミナーなどを開催します。
また、月1回の一般健康相談を実施し、心身の健康に関する相談に対して、保健婦や栄養士がお答えします。
- ウォーキング大会の開催
最も手軽に運動できるウォーキングで健康管理の意識向上を図るため、引き続き町と第一生命相互保険会社との共催によりファミリーウォーキング大会を開催します。
また、開催にあたっては更なる広報の充実に努めます。
- わが家の生活カレンダーの配布
保健事業、福祉事業の年間行事を掲載した「わが家の生活カレンダー」を作成し、全世帯に配布します。
また、カレンダーと同様の内容を、町のホームページへ掲載します。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[町民のみなさんへの事業効果]

- 自主的な健康づくりの実践と健康管理意識の向上が図れます。
- 行政が行っている保健事業、福祉事業の周知が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6 以降
○ 各種セミナー・教室・相談の実施					
○ ウォーキング大会の開催					
○ わが家の生活カレンダーの配布					
○ 町のホームページへの掲載					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 自分の健康は自分が守ることを基本に、自ら健康づくりの実践に取り組むとともに町の事業や行事への積極的な参加をお願いします。

健康診査の充実

各種健康診査の充実に努めるとともに、各種予防接種の効果的な実施を図ります。

[現 状]

- がんは死亡原因の中で一番多く、なおかつ増加の傾向にあります。がんの予防は早期に発見して治療することが重要です。定期的な健康診断の受診は、自己の健康管理を行ううえで、有意義なものとなっています。
- 小児の病気の予防と蔓延を防ぐためには予防接種を実施する必要があります。

[実施計画]

[事業の概要]

- がん検診の実施
40歳以上の方を対象に、肺がん、胃がん、大腸がん、また、30歳以上の女性を対象に乳がん、子宮がんなど各種のがん検診を実施します。
なお、効率的な受診方法や受診料金の負担のあり方などを検討します。
- 各種健康診査の実施
40歳未満の方は、集団により「一般健康診査」を実施します。
また、40歳以上の方は、町内の医療機関に委託して総合的に身体健康チェックを行う「基本健康診査」を実施します。
なお、「一般健康診査」の結果説明会に、栄養指導や食生活改善団体による試食などを取り入れます。
- 予防接種の実施
ポリオ、日本脳炎、二種混合、三種混合、麻しん（はしか）、風しん、ＢＣＧの7種類の予防接種を実施します。
なおこのうちポリオ、ＢＣＧ以外の予防接種は医療機関に委託して実施します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- がんなど各種疾病の早期発見が期待できます。また、少額の負担により自己の健康管理が行えます。
- 予防接種を受けることにより、小児の疾病予防と蔓延が防止できます。

[年度別の取り組み]

項 目（年度）	12	13	14	15	16以降
○がん検診の実施					
○各種健康診査の実施					
○予防接種の実施					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 積極的な利用をお願いします。

保健事業の充実

母子保健事業の充実を図るとともに、生涯各期における各種保健事業の充実に努めます。また町への精神障害事務移譲に伴う体制整備を図ります。

[現 状]

- 乳幼児の健康状況を把握するとともに、支援が必要な場合には的確なフォローを行う必要があります。
また、乳幼児のための相談・教室への参加者は年々増加していることから、回数を増やしたりきめ細かい指導を行うとともに、出産後の母と子の健康推進や育児不安を解消に努める必要があります。
- 在宅精神障害者が通所して作業する精神障害者地域作業所「合力の郷」を、足柄上地区の1市5町で設立・運営しています。
- 平成14年度から精神障害者に関する事務が県から各市町村に移譲されることに伴い、事務体制などを整備する必要があります。

[実施計画]

[事業の概要]

- 乳幼児のための健康相談や教室の実施など
赤ちゃん健康相談、1歳児育児教室、離乳食講習会を実施します。
なお「ぞうさんくらぶ」などの子を持つ親どうしの交流会を支援していきます。
- 乳幼児健康診査の実施
3か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象に保健福祉センターで健康診査を実施します。なお、お誕生前健康診査を医療機関に委託して実施します。
また、未受診者や個別に支援が必要な母子への対応を「どんぐりの会」や「おひさまの会」などの親の会の場での確かつ柔軟に行います。
- 妊産婦健康診断や新生児訪問指導の実施
妊産婦の健康診査を医療機関に委託して実施します。
また、妊産婦や新生児に対して保健婦が訪問指導します。
- 精神障害者地域作業所への支援
在宅障害者が通所して作業を行う精神障害者地域作業所「合力の郷」の運営を助成します。
- 県からの精神障害事務の移譲に向けて
精神障害事務の一部移譲に伴い、精神障害者手帳の発行など、各種の事務が円滑に行えるよう事務体制を整えます。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[町民のみなさんへの事業効果]

- 乳幼児の健康保持が期待できます。
- 育児不安などの解消が期待できます。
- 乳幼児や妊産婦の健康診断を無料で受診できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6 以降
○ 乳幼児健康相談・教室の実施					
○ 乳幼児健康診査の実施					
○ 妊産婦健康診査・新生児訪問指導 の実施					
○ 精神障害者地域作業所への支援					
○ 県からの精神障害事務の移譲に 向けて					
・ 町条例や事務体制の整備					
・ 町での精神障害事務を開始					

[町民のみなさんにお願いすることなど]

- 積極的な受診、利用そして参加をお願いします。

(2) 地域医療

身近な地域で各種の医療を受けられるように、診療体制の整備を関係機関へ要請します。また、保健・医療・福祉の調整機能の充実を図ります。

[現 状]

- 地域医療を充実させていくためには、足柄上医師会などとの、更なる連携が必要です。
- 休日診療所における診療科目の追加など更なる救急医療体制の充実が必要です。

[実施計画]

[事業の概要]

- 足柄上医師会などとの連携
平成7年度から地域医療の連携強化を目的として、足柄上医師会に委託し実施している「足柄上地区医療連携事業」を今後も継続していきます。
- 救急医療体制の充実
足柄上地区休日診療所などに助成します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- コンピュータを使った医療情報の連携など地域医療体制の整備が期待できます。
- 休日や夜間の救急医療体制の充実が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 足柄上医師会への助成					
○ 足柄上地区休日診療所などへの助成					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

2 福祉

(1) 地域福祉

保健福祉センターを拠点として、地域での福祉活動への取り組みを支援するとともに、大井町社会福祉協議会や民生委員児童委員の活動を支援します。

[現 状]

- 町民の身近な相談者として、民生委員や児童委員の役割はますます重要になっています。
- 大井町社会福祉協議会は、地域に根ざした福祉活動を実施していますが、今後は組織体制などを見直し、介護保険サービス提供事業者の認定を受けるなど、収益事業を中心とした活動への転換を検討すべき時期に来ています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 民生委員や児童委員の活動
関係機関との情報共有に努めます。また、事例研究など研修会などへ積極的に参加し、町民の身近な相談者としての役割が発揮できるようにします。
- 大井町社会福祉協議会への支援
町と大井町社会福祉協議会の役割分担を明確にしつつ、町職員の派遣や補助金の交付などを通じて支援していきます。
また、給食サービスや高齢者の生きがいと健康づくり事業を委託します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 支援を必要とする人々を共に支え、また助け合っていく地域社会づくりを進めることにより、人と人とのつながりができます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 民生委員や児童委員の活動					
○ 協議会への支援と事業の委託					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 地域の人々がふれあえるよう、行事への積極的な参加をお願いします。

(2) 高齢者福祉

高齢者保健福祉計画に基づき、介護保険事業との調整に努めながら、各種制度の円滑な実施など在宅福祉サービスの提供や高齢者の社会参加への支援を図ります。

相談体制の充実・在宅福祉サービスの提供

高齢者総合相談体制の充実を図るとともに、介護保険制度の利用や各種の在宅福祉サービスの提供により介護が必要な高齢者への支援に努めます。

[現 状]

- 足柄上郡5町と連携して、基幹型としてあしがら広域福祉センターを、また地域型として保健福祉センター内に地域型在宅介護支援センターを設置していますが、内部の調整を図っていく必要があります。
また、相談に応じる職員の専門性を向上させるためのカウンセリング研修などが必要になってくると思われます。
- 介護保険の対象とならない高齢者の方を対象とした事業ですが、対象者の絞り込みなどに課題があります。
また、国の補助メニューの選択にあたっては、事業にあたるスタッフなどの確保を考慮する必要があります。

[実施計画]

[事業の概要]

- 地域型在宅介護支援センターの運営
電話や面接などを通じた各種の相談に総合的に応じていきます。また、各種の保健福祉サービスや、その利用方法などに関する情報を提供していきます。
- 生活支援・介護予防事業
生きがい対応型デイサービス、軽度生活支援事業（ホームヘルプサービス）、家族介護教室などを実施します。
また、給食サービスを大井町社会福祉協議会へ委託します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 介護支援センターについては、総合的な相談窓口としての機能が期待できます。
- 「要介護」状態への移行防止が期待できます。
- お年寄りの社会的孤立感が解消できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 地域型在宅介護支援センターの運営					
○ 生活支援・介護予防事業の実施					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 高齢者のみなさんが安定した生活を送ることができるよう、専門的な相談援助を行う在宅介護支援センターの積極的な利用をお願いします。

社会参加への支援

高齢者の豊かな経験や技能を生かして働く場を確保するため、生きがい事業団の活動を支援するとともに、老人クラブなどの地域活動を支援します。

[現 状]

- 設立から着実に契約金額を伸ばしている生きがい事業団ではありますが、会員数の増加が頭打ちとなっています。
しかしながら高度な技術の習得により、新たな就業先の開拓の可能性が十分にあります。
- 平成11年3月には2つの老人クラブが解散する事態となったことから、今後はクラブのあり方や行政からの支援方法などを検討していく必要があります。
- 大井町生きがい対応型デイサービスについては介護保険外の事業であるため、事業自体の周知や、対象者の把握が問題となっています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 生きがい事業団への支援
「高齢者が生きがいをもって働く」ことを目的として、家屋の補修や庭木の手入れ、消毒作業など多種多様な地域住民のニーズに応えていきます。
また、会員の確保を図るとともに、高度な技術の習得に努めます。
- 老人クラブへの支援
老人クラブの運営に対して補助金を交付します。
なお、補助金の算定方法について、会員数を考慮しながら検討します。
- 大井町生きがい対応型デイサービスの実施
介護保険の「要介護」、「要支援」には至らない方を中心に「送迎サービス」、「バイタルチェック」、「入浴サービス」、「食事サービス」、「野外活動」、「生活指導」などを行います。また、町民のみなさんの要望の把握に努めます。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 生きがい事業団の活動により、町民のみなさんは多種多様なサービスを低廉な料金で受けることができます。また、生きがい事業団に参加することにより高齢者の方も「生きがいをもって働く」ことができます。
- 老人クラブは、ともすれば孤立しがちな高齢者の、生きがい対策事業となっています。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

- デイサービスは「要介護」状態への移行防止が期待できます。また、お年寄りの社会的孤立感が解消できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 生きがい事業団への支援					
○ 老人クラブへの支援					
○ 生きがい対応型デイサービスの実施					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 生きがい事業団の理事会などを通じて、積極的な意見・提案をお願いします。
- 老人クラブへの積極的な参加をお願いします。

(3) 障害者（児）福祉

障害者（児）の自立を支援するとともに、在宅福祉サービスの提供や社会参加への支援を図ります。

相談、訓練の充実

関係機関と連携して療育相談体制の充実を図るとともに、機能訓練などの充実に努めます。

[現 状]

- 現在5町で運営している在宅心身障害児等訓練会は、参加人数が増加してきていますが、障害及び療育相談の内容が多種多様となってきたことから専門職の確保が問題となっています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 在宅心身障害児等訓練会の実施
月10回の生活訓練を中心として言語相談、巡回リハビリ、母子での訓練などを実施します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 重度化の予防や早期療育が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 在宅障害児等訓練会の実施	■	■	■	■	■
○ 指導員の増員を検討		■			
○ 新たな療育体制の整備及び充実			■	■	■

[町民のみなさんにお願いすることなど]

在宅福祉サービスの提供

関係機関と連携して各種の在宅福祉サービスの提供を図るとともに、医療費助成など家庭における介護を支援します。

[現 状]

- 補装具交付自己負担助成事業については、介護保険の導入もあり限度額の設定が問題となっています。
また、重度障害者福祉タクシー利用助成についても、利用できるタクシーが限られている現在では、自家用車での移動が主になっていることから、見直す必要が出てきています。
- 医療費について所得による自己負担の導入や食事療養費の助成の継続が問題となっています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 町単独による助成事業
補装具交付自己負担助成事業、重度障害者福祉タクシー利用助成を行います。
なお、補装具交付自己負担助成事業については限度額の設定を、重度障害者福祉タクシー利用助成については、利用可能タクシー会社の拡大または別種の助成事業を検討します。
- 医療費等助成事業
重度障害者医療費助成事業、日常生活用具給付事業、住宅改良費の助成などを実施します。また、所得による自己負担を導入します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 医療費などの負担が軽減されます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 町単独による助成事業					
・ 補装具などの助成	■	■	■	■	■
・ 利用可能タクシー会社の拡大を検討		■			
・ 新たな助成事業を検討		■			
○ 医療費等助成事業					
・ 医療費などの助成	■	■	■	■	■
・ 所得による自己負担の導入			■	■	■

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 自己負担の導入への、ご理解とご協力をお願いします。

社会参加への支援

関係機関と連携して障害者雇用の機会拡大を図るとともに、地域作業所の充実に努めます。

[現 状]

- 不況により障害者雇用や地域作業所への仕事依頼が減少しています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 障害者雇用の拡大及び地域作業所の充実
在宅障害者の社会参加及び自立を促進するために、週に5日、就労に必要な技能習得のため作業訓練などを行います。
また、市内の関係機関と連携しながら障害者雇用の拡大をめざします。
なお保健福祉センター内のともしびショップに対して、その運営を支援します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 障害をお持ちの方の就労機会の増大が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○雇用の拡大及び地域作業所の充実					
○ともしびショップへの支援					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 地域作業所の活動へのご理解とご協力をお願いします。
- 町役場や体育館、保健福祉センターなどへお越しの際には、ぜひ、ともしびショップをご利用ください。

(4) 児童福祉

子育て支援の充実を図るとともに、保育ニーズに対応した保育内容の充実に努めます。また、ひとり親家庭への支援を図ります。

子育てへの支援

子育てグループの育成を図るとともに、医療費助成など子育て家庭への支援に努めます。

[現 状]

- 「のびっこくらぶ」については、1歳児の親子を対象に活動していますが、2歳児や3歳児についても活動できる場があれば、情報交換や子育てへの不安を話しあえる仲間づくりに、つながると思われます。
- 平成11年度から通院を対象とした医療費の助成については、所得制限を撤廃するなど事業の充実に努めています。
助成対象年齢の拡大の検討が必要になっていますが、近年の厳しい財政状況から困難なのが現状です。

[実施計画]

[事業の概要]

- 大井町子育て支援事業
幼児期の子どもを持つ母親どうしの交流を通じて、地域のネットワークづくりをするため「のびっこくらぶ」を開催します。
- 小児医療費助成事業
0歳児の通院に対して医療費助成を行います。また、0歳児～中学校卒業時までの入院に対して医療費助成を行います。なお、助成対象年齢を検討します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 育児不安などの解消が期待でき、また、在宅で子育てしている母親のみなさんのネットワークができます。
- 子育てにかかる医療費の負担が軽減されることにより、少子化をくい止める効果が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ のびっこくらぶの開催					
○ 小児医療費助成事業					
・ 小児医療助成事業の実施					
・ 助成対象年齢を検討					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 積極的な参加をお願いします。

保育内容の充実

乳幼児保育など多様な保育ニーズに対応した保育内容の充実を図ります。また、小学校低学年児童の放課後対策（学童保育）の充実を図ります。

[現 状]

- 保育所では、低年齢児の入所希望や年度途中の入所希望が年々増加しており、受入体制などの検討が必要です。
- コミュニティクラブでは、両親が共働きであったり、また父子・母子家庭であるなどの理由で、放課後から夜までの間、保護者がいない児童を預かっています。現状の体制では35名の受入が限度であり、これ以上の入室希望には添えないのが問題となっています。
また、閉室時間である17時に、どうしても迎えに来られない保護者もあり、今後閉室時間の延長を検討する必要があります。
なお、現在の教室がある大井第二幼稚園が3年保育体制の実施にあわせて改修されるため、改修後は場所を移設する必要があります。

[実施計画]

[事業の概要]

- 保育所保育事業
保育ニーズの変化に対応した保育時間や、施設環境の充実を図ります。
また、保育所が地域の育児センターとしても機能できるよう、保健・福祉・教育と連携して保育を進めます。
- 放課後児童健全育成事業
引き続き開催しますが、事業の充実をめざして閉室時間の検討などを行います。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 働く保護者のみなさんが安心して子どもを預けられます。

[年度別の取り組み]

項 目（年度）	12	13	14	15	16以降
○ 保育所保育事業					
・ 保育所保育事業の実施					
・ 保育内容の充実の検討					
○ 放課後児童健全育成事業					
・ コミュニティクラブの開催					
・ 閉室時間の検討					
・ 教室の移動					

[町民のみなさんにお願いすることなど]

ひとり親家庭への支援

民生委員児童委員などによる相談体制の充実を図るとともに、医療費助成など実情に即した支援に努めます。

[現 状]

- ひとり親家庭等医療費助成事業を進めていく上で、児童扶養手当制度の認定と大きな関わりを持ちますが、これらの事務は複雑多岐にわたることから、民生委員などによる相談体制の充実が必要になっています。
また、ひとり親家庭、特に母子家庭は年々増加の傾向にあります。

[実施計画]

[事業の概要]

- ひとり親家庭等医療費助成事業
ひとり親の家庭に対して医療費の助成を図ります。
また、相談体制の充実を図ります。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 医療費などの負担が軽減されことにより生活の安定と自立の手助けとなります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 医療費助成事業の実施					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 安心して子どもが育てることができる環境を整備することは、社会全体の課題です。この事業へのご理解をお願いします。

(5) 社会保障・勤労者福祉

介護保険制度の円滑な推進と国民健康保険事業、老人保健医療事業の適切な運営に努めます。

また、低所得者世帯への支援及び勤労者への支援を図るとともに、町営住宅について役割を検討しながら適切な維持管理に努めます。

介護保険制度の円滑な推進

介護保険事業計画に基づき、事業の充実を図るとともに、介護認定等に関する相談体制の整備を推進します。

[現 状]

- 高齢化社会を背景に介護を社会全体で支える新たな仕組みとして、平成12年4月にスタートした介護保険制度ですが、町民のみなさんに対するこの制度の趣旨の周知やサービス提供事業者の参入の促進、また、サービス内容の充実などが課題となっています。

また、高齢者保健福祉の一般的な施策や、大井町社会福祉協議会が実施する事業など、関連する施策・事業との調整が課題となっています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 介護保険事業の運営

介護保険事業の運営主体として事業運営に努めます。また、高齢者保健福祉の一般的な施策や大井町社会福祉協議会が実施する事業など、関連する施策・事業との調整を図ります。

[町民のみなさんへの事業効果]

高齢化が進み、介護が必要となる方々の増加や介護の期間が長くなることが見込まれます。介護の問題をみんなで協力しながら支え合うことにより、家族の介護負担が軽くなります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 介護保険事業の運営	■	■	■	■	■
○ 介護保険事業計画の改定			■		

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 介護保険制度は、これまでの行政主導による福祉サービスの提供から、利用者の意志による選択・契約によるサービスです。また、保険料は制度を運営していくうえで貴重な財源です。

制度へのご理解と円滑な推進にご協力をお願いします。

国民健康保険事業、老人保健医療事業の適切な運営

安定した国民健康保険事業の運営のため、保険税収納率の向上に努めるとともに、保険税負担のあり方について継続的に検討します。また、老人保健医療事業の適切な運営に努めます。

[現 状]

- 景気の低迷により未納者及び滞納繰越額が増加しています。また、平成12年度からの介護保険制度の導入により、収納率の低下が懸念されます。
- 老人医療の受給者増加に伴って、町の医療費負担が年々増加しています。今後はこの医療費の抑制が課題となっています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 国民健康保険財政の健全化
滞納整理適用の適正化などにより収納面を、また保険税率の見直しにより賦課面を検討していきます。
また、コンピュータを使用した健康診断の実施などにより疾病予防に努めます。
- 老人保健医療の適正な運営
引き続き、レセプト点検や医療費通知を実施し、医療費の適正化に努めます。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 疾病予防に努めることにより医療費の抑制が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 国民健康保険財政の健全化					
・ 保険税の見直し					
・ コンピュータ健康診断の実施					
・ 滞納整理の合理化と徹底					
○ 老人保健医療の適正な運営					
・ レセプト点検					
・ 医療費通知					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 保険税の見直しにご理解をお願いします。また、保険税を滞納しないよう納期内の納付にご協力をお願いします。

低所得者世帯への支援

民生委員児童委員と連携して相談活動の充実を図るとともに、関係機関と連携して各種援護制度による支援に努めます。

[現 状]

- 相談内容が広範囲に及んでいることなどから、単に生活保護や医療費の助成を行うだけでなく、相談業務などとの連携が必要となっています。
なお、生活保護の決定や生活資金の支給などは県の事務となっています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 低所得者支援事業
低所得者世帯の実態把握に努め、生活保護をはじめとする各種援護制度の適切な活用を図りながら相談業務との連携を図ります。また県での取扱いも仲介します。
- 低所得者相談事業
県など関係機関と連携を図ります。また、民生委員の研修などを充実させることによって、きめの細かい相談に応じます。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 生活の安定が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 各種援護制度の活用					
○ 低所得者相談事業の実施					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

勤労者への支援

勤労者の一時的な資金需要や住宅資金に対して、融資制度により支援します。

[現 状]

- 労働金庫から住宅資金を借り入れた場合を対象に、利子を補給していますが、利用が増えるに従って、町の財政負担が大きくなっていく問題があります。
- 年々貸付金額が増大してきており、今後は、預託金の増額を検討する必要があります。

[実施計画]

[事業の概要]

- 勤労者住宅資金利子補給制度の運営
500万円を限度に3年間の範囲で2%の利子を補給します。
- 勤労者生活資金融資制度の運営
100万円を限度に低利貸付を行います。
なお、神奈川県労働金庫に原資を預託し、労働金庫が手続きを行っています。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 勤労者福祉の増進に資することができます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 住宅資金利子の補給					
○ 生活資金融資の実施					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

町営住宅の適正な維持管理

町営住宅の役割を検討しながら、適切な維持管理に努めます。

[現 状]

- 築30年以上経過している住宅が、いくつか存在していることから老朽化が問題となっています。
また、集合住宅として建設する場合は、その用地の確保が問題となります。

[実施計画]

[事業の概要]

- 町営住宅のあり方の検討
既存町営住宅の適正な維持管理を行います。また、今後の町営住宅のあり方を検討します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 生活困窮者及び住宅困窮者のみなさんへの住宅供給となります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 既存町営住宅の維持管理					
○ 町営住宅のあり方の検討					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

生涯学習

1 学校教育

(1) 幼稚園教育

3年保育体制の整備 83

施設の整備 84

(2) 小・中学校教育

教育課程の充実 85

情報教育の推進 86

国際理解教育の推進 87

教育相談体制の充実 88

障害児教育の充実 89

施設の整備 90

(3) 学校給食

学校給食の充実 92

施設の整備 93

2 社会教育

(1) 青少年の育成

各種事業の充実 94

地域ぐるみ活動の推進 96

(2) 成人者の学習機会への支援

学習機会の提供 97

学習情報の提供 98

文化活動への支援 99

(3) 高齢者の学習機会への支援

学習機会の提供 100

世代間交流の充実 101

(4) 文化財の保護と活用 102

(5) 生涯スポーツ

生涯スポーツ活動の充実 103

スポーツ施設の有効活用 104

1 学校教育

(1) 幼稚園教育

幼稚園教育振興計画に基づき、これからの幼稚園教育に対応した就園体制及び施設の整備を図ります。

3 年保育体制の整備

幼児教育の充実を図るため、3 歳児からの 3 年保育を進めます。

[現 状]

- 3 年保育に対しては、保護者のみなさんから要望などが多く寄せられていますが、教育課程の編成や指導計画の策定、また教員の確保が課題となります。また、施設の整備も必要となっています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 3 年保育体制の整備
3 歳児を対象とした「なかよし広場」などの場を利用して、3 歳児に適した保育内容の検討を進めます。また、教員の確保を図ります。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 幼児教育の充実が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 3 年保育体制の整備					
・ 3 歳児に適した保育内容の検討	■	■			
・ 教員に対する研修の実施		■			
・ 教員の増員			■		■
・ 通園区域の検討				■	

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 3 年保育に関するアンケートを実施しましたが、今後は説明会などを開催する予定です。積極的な参加をお願いします。

施設の整備

3年保育の推進にあわせ、幼稚園施設を計画的に整備します。

[現 状]

- 大井幼稚園舎は、建設から30年以上が経過した木造建物であり、老朽化が進んでいます。また、3年保育に対応するためにも建て替えが必要となっています。
- 大井第二幼稚園舎は平成14年度からの3年保育に対応するため、また大井幼稚園が建て替え中は、大井幼稚園の3年保育対象児も大井第二幼稚園に通園させる予定であるため、大規模な改修が必要となっています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 大井幼稚園建替事業
3年保育に対応するために園舎を新たな場所に建て替えます。
また、移転地については、合理的な通園区域の実現を念頭に選定します。
- 大井第二幼稚園改修事業
3年保育に対応するために園舎を改修するとともに、老朽化した屋根や外壁の補修を行います。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 幼児教育の充実が期待されます。また、3年保育体制が確立されます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 大井幼稚園建替事業					
・ 新たな通園区域の検討					
・ 新たな園地の確保					
・ 新園舎の建築					
・ 3年保育の開始					
○ 大井第二幼稚園改修事業					
・ 園舎の改修					
・ 3年保育の開始					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

(2) 小・中学校教育

新しい学力観に基づいた個性ある教育の推進に努め、時代の変化に対応した教育施策の展開を図ります。

教育課程の充実

生きる力をはぐくむ教育課程の充実を図ります。また、職場体験などを通して、地域住民との交流を図ります。

[現 状]

- 新しい学習指導要領の完全実施に向けて、平成12年度から移行措置が始まっています。
- この新しい学習指導要領は、ゆとりの中で一人ひとりの子どもたちに生きる力を育成することを基本的な狙いとしており、自ら学び、自ら考える力の育成やわかりやすい授業を展開するなど、指導の充実が求められています。

[実施計画]

[事業の概要]

○ 教育課程の充実

新しい学習指導要領を受けて、総合的な学習の時間の展開、創意工夫による柔軟な時間割の編成、進路指導の充実、中学校における選択教科の充実を図ります。

また、職場体験を引き続き実施します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 開かれた学校経営によって、地域との交流が今まで以上に期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 総合的な学習の時間の研究					
○ 新学習指導要領の完全実施					
○ 職場体験の実施と充実					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 学校での授業や各種行事にご協力いただくとともに、地域全体で子どもを育てていっていただきたいと考えています。

情報教育の推進

社会の情報化の進展に対応した情報教育の推進を図ります。

[現 状]

- 平成9年度からコンピュータを使った授業が始まっていますが、インターネットに接続されていないなど、今後も継続的に整備を図っていく必要があります。

[実施計画]

[事業の概要]

- 情報教育の推進
コンピュータやインターネットを使った授業を通して、情報管理や情報処理能力の育成に努めます。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 情報管理や情報処理能力の向上が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ コンピュータを活用した授業の研究					
○ インターネットへの接続					
○ 生徒や児童向けパソコンの追加導入					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 児童や生徒が、町民のみなさんと一緒にパソコンにふれあう授業にご協力ください。

国際理解教育の推進

社会の国際化の進展に対応した国際理解教育の推進を図ります。

[現 状]

- 平成８年からの始まった外国人指導助手や日本人教師による国際理解教育は、子どもたちから高い評価を受けています
今後は、平成１４年に完全実施される新学習指導要領による「総合的な学習の時間」の中に、どの様に取り込んでいくかの検討を進める必要があります。

[実施計画]

[事業の概要]

- 国際理解教育の推進
小学校や中学校における国際理解教育を推進します。
また、外国語（英語）を学ぶだけでなく、併せて外国の文化も学べるような教育をめざします。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 外国人指導助手や日本人教師が町民のみなさんと一緒に外国語など学ぶ機会が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 （ 年 度 ）	12	13	14	15	16以降
○ ティームティーチングによる外国語のコミュニケーション能力の育成					
○ 小学校における「国際理解教育の時間」の充実					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

教育相談体制の充実

いじめ問題や不登校問題に対応するため、教育相談体制の充実を図ります。

[現 状]

- 平成7年から始まった「大井スクールカウンセリング」は年々、相談者が増加しており、実施回数を増やすなど事業の充実が必要となっています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 教育相談事業の実施
大井スクールカウンセリング、大井町相談教室を引き続き実施します。
また、実施回数を増やすなど、利用しやすい体制づくりに努めます。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 不登校問題など、教育問題や子育てに悩んでいる保護者への支援となります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 事業の実施					
○ スクールカウンセリングの充実					

[町民のみなさんにお願いすることなど]

- 専門家（臨床心理士）による教育相談を行っていますので、ぜひご利用ください

障害児教育の充実

障害に応じた適切な教育を進めるとともに、就学指導相談などの充実を図ります。

[現 状]

- 小・中学校に障害児学級が設置され、一人ひとりに応じたきめ細やかな教育が行われていることもあり、町における障害児教育は充実しているといえます。

また、幼稚園においても、その能力などを考慮しながら障害児を受け入れています。

しかしながら、その障害は年々重度化しており、更なる教育の充実が求められています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 障害児教育の充実

就学相談や就学指導委員会の充実を図ります。

また、障害児学級の交流会や作品展を開催します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 障害児教育の充実により、保護者のみなさんに、安心感を与える効果が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 保護者の要望に応じた教育の推進					
○ 就学相談の充実					
○ 障害児学級交流会の開催					
○ 障害児学級作品展の開催					

[町民のみなさんにお願いすることなど]

- 障害児学級の作品展を開催します。多くの町民のみなさんのご来場をお待ちしています。

施設の整備

教育施設の耐震補強工事を計画的に進めます。

[現 状]

- 湘光中学校校舎の内外の壁に亀裂や剥離箇所がみられ、落下などの心配があります。
- 各学校の屋内運動場（体育館）の照明器具については、交換、故障の際、足場を組む必要があることから管理維持面での支出が多大になっています。
そのため、電動昇降方式の導入を毎年計画的に推進しており、今後上大井小学校及び相和小学校の整備が必要となっています。
- 町では計画的に小中学校の耐震補強工事を行ってきましたが、上大井小学校についても、耐震診断の結果、補強工事が必要となっています。
なお耐震補強工事が未着手となっているのは上大井小学校のみとなっています。
- 今後、教育施設の老朽化により補修経費の増加が予想されます。

[実施計画]

[事業の概要]

- 湘光中学校校舎改修事業
クラック補修などにより、安全性を確保し、危険防止を図ります。
- 相和小学校舎外壁塗装及び落下防止工事
クラック補修などにより、安全性を確保し、危険防止を図ります。
- 上大井小学校及び相和小学校屋内運動場（体育館）電動昇降照明改修事業
屋内運動場の照明器具を電動昇降方式とします。
- 上大井小学校耐震補強工事
上大井小学校の耐震補強工事を実施します。
- 計画的な補修計画の策定
今後、見込まれる補修経費の増加に対応するため、中・長期的な施設補修計画を策定します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 地震などの災害に対する校舎の安全性が確保されます。
- 防災施設として活用が図れます。
- 照明器具の交換、故障の際の経費が節減されます。

（次頁へ続く）

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6 以降
○ 湘光中校舎改修工事の実施					
○ 相和小校舎外壁塗装及び落下防止工事の実施					
○ 上大井小・相和小屋内運動場 (体育館) 電動昇降照明改修工事の実施					
○ 上大井小耐震補強工事の実施					
○ 中・長期的な施設補修計画の策定					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 改修工事中は、一時的に屋内運動場 (体育館) が使用できなくなります。工事へのご理解とご協力をお願いします。

(3) 学校給食

学校給食の充実を図るとともに、給食センターの建替を検討します。

学校給食の充実

児童・生徒の健全な発育を期して、学校給食の充実を図ります。

[現 状]

- 現在も学校給食の1つとして幼稚園にも給食を提供していますが、その献立は中学生と同じものであり、幼児に適した献立の提供が課題となっています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 幼児食の検討
幼稚園児に適した食材や食器類について、幼稚園教育振興研究会において研究するなど給食業務の充実を図ります。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 幼稚園児にあった幼児食の提供が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 幼児食の検討					

[町民のみなさんにお願いすることなど]

施設の整備

給食センターの建替を検討します。

[現 状]

- 給食センターについては、建設から約30年以上が経過し、建物の耐用年数は限界にきています。
更には「安全な給食を提供する」という衛生面でも検討が必要となっています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 給食センター施設の整備
給食センターについては、現在の課題も検討しつつ、新たな施設の建設や業務の効率的な運営について検討します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- より安全で衛生的な学校給食の提供が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○学校給食施設と効率的な運営の検討					

[町民のみなさんにお願いすることなど]

2 社会教育

(1) 青少年の育成

家庭・地域社会・学校との連携を図り、青少年の健全育成をめざした環境づくりに努めます。

各種事業の充実

青少年を対象とした各種事業の充実を図ります。

[現 状]

- 子どもキャンプは、町内の小学生4～6年生100名の参加募集により、毎年7月上旬、1泊2日の日程で開催しています。
しかしながら、キャンセル待ちが毎年40名程度発生しており、今後は参加募集人数を増やすなど対応が必要になっています。
- プロジェクトアドベンチャーは、町内の小学生6年生～中学3年生50名の参加募集により、毎年8月上旬、1泊2日の日程で開催しています。
しかしながら、キャンセル待ちが毎年20名程度発生しており、今後は参加募集人数を増やすなど対応が必要になっています。
- こども炭焼きは、町内の小学生4～6年生20名の参加募集により、毎年2～3月中に3日間の日程で開催しています。
原木の切り出しから炭出しまでの工程は、日常行うことができないため、参加者にはたいへん好評です。
- 日本の伝統行事である「七五三」のお祝いにあわせて、就学前の園児が健やかに成長することを願い、七歳の祝いを開催しています。
- 平成12年から成人の日は1月の第2月曜日とされましたが、検討の結果、大井町においては、正式な成人の日の前日に開催することとしました。これによって、町外にいる成人者も泊まりがけで町に戻って来られると考えています。
また、記念事業については、成人者で構成される実行委員会により企画立案されています。

[実施計画]

[事業の概要]

- こどもキャンプの開催
集団野外活動を通して、新しい友達と出会い、心豊かで人を思いやる心や協力の大切さなどを学ぶことを目的として、子どもキャンプを実施します。
また、ジュニアリーダーの組織化を検討します。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

○ プロジェクトアドベンチャーの開催

現代の青少年に失われつつある冒険の心、努力の心、助け合いの心を呼び覚ますことを目的として実施します

○ こども炭焼きの開催

炭焼きに挑戦することにより、昔の人の生活をしのび、また労働や仲間との助け合いなどを体験することにより、自然を知り、生きる力をはぐくみます。

○ 七歳の祝いの開催

実施の結果が好評であることから、引き続き開催します。

○ 成人式のお祝い

式典及び記念事業を行います。

[町民のみなさんへの事業効果]

- いろいろな体験の機会を提供することにより、町の将来を託す子どもたちの健全な育成が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ こどもキャンプの開催					
○ ジュニアリーダーの組織化を検討					
○ プロジェクトアドベンチャーの開催					
・ 募集人数や開催回数の検討					
○ こども炭焼きの開催					
○ 七歳の祝いの開催					
○ 成人式の開催					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 積極的な参加をお願いします。
- 新しい時代にあった事業の導入について、ご意見をお寄せください。

地域ぐるみ活動の推進

家庭教育に関する学習活動の充実を図るとともに、青少年指導員、地区青少年育成会の継続的な活動などを通じて、地域ぐるみの青少年育成活動を推進します。

[現 状]

- 地域社会での青少年の健全育成活動を積極的に推進するため、地元自治会、子ども会など地域の青少年育成者と連携を図りながら、地域ぐるみで青少年を育成する実践的な活動を進めています。

しかし少子化の影響などにより、地域によってはいくつかの自治会が合同で活動を進めざるを得ない状況になっています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 各種事業の実施
愛護パトロール、各地区育成会事業、夏季子どもキャンプ、地区懇談会、街頭キャンペーンなどを実施します。
また、中・高校生をジュニアリーダーとして組織化します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 地域を守るための意識の高揚が図れます。
- 「ふるさと」を大切に作る心の育成が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 各種事業の実施					
○ ジュニアリーダーの組織化					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 地域のみなさんが気軽に声をかけることによって、地域の一体感や世代間の交流が生まれます。今後も「声かけ運動」にご協力ください。
また、青少年が気軽に参加できるような、地域に根ざした行事の開催をお願いします。
- 子どもたちが健全に育つことができる環境を守るため、たとえ小さなことでも情報交換や町への通報をお願いします。

(2) 成人者の学習機会への支援

住民ニーズにあった学習活動の展開を図り、自主的な学習サークル活動への支援に努めます。

学習機会の提供

町民が参加しやすい教室・講座等を実施し、学習機会の提供に努めます。

[現 状]

- 図書館では、現在手作業により蔵書の貸出管理を行っており、これが図書館運営費用の増大につながっています。
- 公民館と町民のみなさんとの緊密な連携がなければ、今後多様化していく学習ニーズへの的確な対応が困難になっていくと思われます。

[実施計画]

[事業の概要]

- 図書館蔵書管理システムへの移行準備
管理システムを導入することにより、県立図書館及び近隣市町村の図書館との間で蔵書検索が可能になります。
また、図書館運営費用の節減が見込まれます。
- 町民との連携による学習事業の充実化
ボランティア登録講師や公民館登録団体を有効に活用し、各種体験講座を設けるなど、講座や教室の充実を図り「町民による町民のための」学習活動を支援していきます。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 本を借りるときの事務手続きの迅速化が期待されます。
- 県立図書館及び近隣市町村の図書館の蔵書検索が可能となります。
- お互いに教え、教えあう学習の機会が増大します。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 蔵書管理システムへの移行準備					
○ 学習事業の充実					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 生涯学習に関する「団体・指導者登録」への積極的なご協力をお願いします。

学習情報の提供

生涯学習情報センターを中心として、広く生涯学習情報の提供に努めます。

[現 状]

- 現在、町役場と中央公民館に情報提供端末（県の生涯学習情報センターのホームページに接続）が設置されています。
しかしながら、その利用者数は若干名であって、端末の増設や積極的な広報活動などが課題となっています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 生涯学習情報センターの活用
引き続き実施しますが、利用しやすい情報端末の増設などを検討します。
また、町のホームページとの連携を図ります。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 町のみならず、県下全体の学習情報が検索できます。
- 端末の増設により、町民のみなさんが直接検索できるようになります。

[年度別の取り組み]

項 目（年度）	12	13	14	15	16以降
○ 生涯学習情報センターの活用					
・ 学習情報の提供	■	■	■	■	■
・ 端末の増設を検討		■			
○ 町のホームページとの連携			■	■	■

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 積極的な利用をお願いします。

文化活動への支援

自主的な学習サークルへの支援を図るとともに、公民館まつりなど参加型文化活動の活性化に努めます。

[現 状]

- 中央公民館の開館以来、「公民館まつり」の名称で続いている催し物です。
平成10年度にそうわ会館が完成し、その利用者も増えたこと、また、多様化したサークルや参加者数の増加により体育館も利用して開催しているなど、町全体の「文化祭」的性格が出てきています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 公民館まつりの開催
町全体の「文化祭」的性格が出てきたため、現在の名称を変更して開催します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- サークル活動などの発表の場となります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 公民館まつりの開催					
○ 名称を変更して開催					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- いろいろなサークル活動とふれあうことにより、お互いの考え方や文化を大切にする心を養うことができます。今後も積極的な参加をお願いします。

(3) 高齢者の学習機会への支援

高齢者の学習機会の提供に努めるとともに、世代間交流の充実に努めます。

学習機会の提供

高齢者の生きがいと生活の充実に努めるため、学習機会の提供に努めます。

[現 状]

- 高齢者の生きがいづくりのひとつとして、平成2年度から「生きがいほほえみ大学」を開催しています。
当初は、毎回100名を超える参加者がありましたが、近年公民館事業などの多様化により、40～50名の参加と減少しています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 生きがいほほえみ大学の開催
講話、映画鑑賞、体験スポーツなど、多様な事業を実施していきます。
また、参加者に対してアンケートを実施し、ニーズの把握に努めます。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 生涯学習のあり方を実際に体験できる場となります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 生きがいほほえみ大学の開催					

[町民のみなさんにお願いすることなど]

- 「生きがいほほえみ大学」とは別に、地域の中で高齢者の方が学び、教えあうことができるような、場面づくりをお願いします。
- 高齢者の方も地域行事や学校行事の中に積極的に参加し、つちかった経験を生かしていただければと考えています。

世代間交流の充実

高齢者の経験や知識を次世代につなげるため、世代間交流の充実に努めます。

[現 状]

- 大井町社会福祉協議会と協力しながら、紙芝居、ゲーム、工作、手話、ホタル鑑賞、伝統行事の伝承、ハイキングなどを実施しています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 世代間交流の充実
高齢者の豊かな生活体験と優れた技能を生かし、異なる世代間での交流を図ります。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 健康で活力のあるまちづくりが図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 各種事業の開催と充実					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 人材登録バンクへの積極的な登録をお願いします。
- 地域の中で高齢者の方が学び、教えあうことによって、世代間の交流が図れるような、場面づくりをお願いします。

(4) 文化財の保護と活用

文化財の保護、継承を図るとともに、文化財の有効な活用に努めます。

[現 状]

- 町には現在、国指定 2 件、県指定 2 件、町指定 17 件の重要文化財があり、また仏像などの中にもたいへん貴重なものがあります。

しかし、重要文化財の中には、現管理者の手を離れてしまったものや、無形文化財であるが現在活動を停止しているもの、また、建物については保存の是非が問われているものがあるなど、その保護や活用には課題があります。

[実施計画]

[事業の概要]

- 文化財の保護と活用

文化財保護委員（5 名）による文化財の保護と活用の検討や、調査研究を行います。

また、土偶レプリカの展示方法などを検討します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 文化財の保存や公開を通じて、町民のみなさんが地域の文化に接し、心豊かになることが期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目（年度）	12	13	14	15	16以降
○ 文化財の調査研究					
○ 文化財の保護と活用の検討					
○ 文化資料館の設立を検討					
○ 土偶レプリカの展示					

[町民のみなさんにお願いすることなど]

- 文化財の保護にご協力ください。また、土偶レプリカをぜひ見に来て、大井町の歴史にふれてください。

(5) 生涯スポーツ

総合体育館などを拠点として、各世代に応じた各種スポーツ活動への支援を図ります。

生涯スポーツ活動の充実

各種スポーツ大会の開催などを通じて、各種スポーツ活動への支援を図ります。

[現 状]

- 現在行っている大会などについては、競技性の強いため、経験者でないと参加できないものがあります。今後は、誰でも気軽にできるニュースポーツの大会や教室を実施していく必要があります。

[実施計画]

[事業の概要]

- 各種スポーツ大会や教室の実施
引き続き各種スポーツ大会や教室を実施します。
また、誰でも気軽に参加できる大会や教室の開催を検討します。
屋外競技については、町の社会体育施設で対応できない場合があるため、企業所有の体育施設の借用を検討します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 誰でもスポーツに親しみ、地域の交流の輪を広げる場となります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 各種スポーツ大会・教室の開催					
○ ニュースポーツの検討と大会の開催					
○ 企業所有施設の活用					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 各種大会や教室に積極的に参加されるようお願いします。

スポーツ施設の有効活用

スポーツ施設の有効活用と適切な維持管理を図ります。

[現 状]

- 総合体育館は利用者が極めて多く飽和状態ですが、町内の学校体育施設も開放しているため、活動に支障はきたしていません。
また、平成12年度からは学校体育施設の休日開放（昼間）を行っています。
しかしながら、現在は多種多様のスポーツ活動が行われており、それらのすべてに対応できてはいません。

[実施計画]

[事業の概要]

- スポーツ施設開放事業
引き続き、スポーツ施設の開放を実施します。
また、インターネットを使った施設利用申し込みの受付などを検討します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 誰でも身近な施設で気軽にスポーツに親しめる環境を整えることによって、基礎体力の向上と健康の維持が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目（年度）	12	13	14	15	16以降
○ スポーツ施設の開放					
○ 施設利用予約方法の検討					

[町民のみなさんにお願いすることなど]

- スポーツ施設の積極的な活用と、スポーツ大会などへの参加をお願いします。

産業

1	農業	
(1)	農業生産基盤の整備	107
(2)	環境保全型農業への対応	108
(3)	農業振興への支援	109
2	商業・工業	
(1)	商業振興への支援	110
(2)	企業誘致の推進	111
3	観光	
(1)	観光資源の整備	112
(2)	観光イベントの開催	113

1 農業

(1) 農業

関係機関と連携して、農業生産基盤の整備を図るとともに、時代の変化に対応した農業経営への支援に努めます。

農業生産基盤の整備

関係機関と連携して、優良農地の保全を図るとともに、農業用道水路など農業生産基盤の整備を推進します。また、丘陵部においては、集落地域整備法を活用したほ場の整備などを推進します。

[現 状]

- 農業従事者の高齢化と減少に伴い農地の維持管理が大きな問題となっています。また、耕作機械の大型化に伴い、農道の拡幅などの整備も必要となっています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 農道・農業用水路維持管理事業
導水路の整備と水門の改良、農道の整備などを、環境に配慮しながら行います。
- 「いこいの里相和」整備構想の推進
重点施策でもある「いこいの里・相和」整備構想を推進することによって、ほ場の整備など丘陵部における農業生産基盤の整備を図ります。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 農地の利用価値を高め、荒廃農地の減少に歯止めがかかることが期待できます。
- 農作業の機械化の促進につながります。
- 農業用水の円滑な通水が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 水路改良工事					
○ 農道の整備					
○ 「いこいの里・相和」整備構想の推進					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 水路改良や農道工事にご協力をお願いします。
- 小堰などの清掃と維持管理にご協力をお願いします。

環境保全型農業への対応

消費者の安全志向へ対応するとともに環境への負荷を低めるため、農薬や化学肥料の使用を少なくする栽培方法などの普及を図ります。また、農業から生じる廃棄物についても、適切な処理とリサイクルの推進を図るよう意識啓発を図ります。

[現 状]

- 生産性を追求し続けてきている農法によって、使用され続けている化学肥料や農薬の、環境へ与える影響が大きな社会問題となっています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 環境保全型農業総合推進事業
土づくりなどを通じて、化学肥料や農薬の使用を減らし、環境への負荷の軽減と、より安全な農産物生産に配慮した農業への移行を図るため、普及啓発活動や農家への指導講習を行います。またモデル農園の設置などを推進します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 地域の環境保全が期待できます。
- 消費者に安全な農作物が供給できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 普及啓発活動					
○ 農家を対象とした指導講習会の開催					
○ モデル農園の設置					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 消費者のみなさんには、廉価、見た目の形状などにこだわらず、安全性を第一に考えて農作物を選んでください。
- 生産者のみなさんには、使用済み農業用廃プラスチックや廃ビニールの適正な処理をお願いします。

農業振興への支援

都市近郊の有利性を生かし、市民農園の導入やイベントの開催など消費者との交流を通じた農業の振興を支援します。

[現 状]

- 現在の農業の担い手は60歳代が中心で、若年層の後継者も一部育ってはいますが、将来的には後継者不足となることが予想されます。
今後は、首都圏からのアクセスの容易性や優良な眺望などを生かし、市民農園、観光農業まつりなど、消費者との交流を通じた農業の振興を図ることが必要です。

[実施計画]

[事業の概要]

- 農業振興事業の実施
観光農業まつり、みかんの木のオーナー制度、加工施設の活用、市民農園の開設など消費者との交流を通じた農業の振興を図ります。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 荒廃農地の拡大を防止できます。
- 地元の農家への現金収入など、経済効果が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 観光農業まつりの開催					
○ みかんの木のオーナー制度の実施					
○ 加工施設の活用による特産品の開発					
○ 市民農園の開園					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 各種行事への積極的な参加をお願いします。
- 生産者のみなさんには、多品種少量栽培をお願いします。

2 商業・工業

(1) 商業・工業

地元商店等の活性化への支援に努めます。また、既に予定されている民間企業の丘陵地への進出を促進するとともに、新たな工業用地の選定など、企業誘致の環境整備を図ります。

商業振興への支援

国道255号沿いなど地区にふさわしい商業地の形成に向け、誘導策の研究を進めます。また関係機関と連携を図り、地元商店・企業の活性化や経営改善を促進します。

[現 状]

- 長引く消費不況、小田原市川東地区における商業集積区域の誕生、そして相対的な国道255号沿線の地盤沈下などが、商店の経営に深刻な影響を与えています。今後は国や県、各種団体との連携により、補助事業を組み合わせた事業を実施する必要があります。

[実施計画]

[事業の概要]

- 商工振興への支援事業
町商工振興会に対する事業費補助の実施、「大井町だけ振興券」の発行や、ひょうたんカード販売促進事業を展開します。
また、関係機関と調整を図り、地域の活性化計画を策定します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 商店の経営改革により町に活気と魅力が出てきます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 町商工会に対する事業補助					
○ 「大井町だけ振興券」の発行					
○ ひょうたんカードの販売促進事業					
○ 経営診断の実施					
○ 情報技術情報の提供					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 商業の更なる振興を図るため、地元商店や商工振興会のみなさんの積極的な取り組みをお願いします。

企業誘致の推進

既に予定されている民間企業の丘陵地への進出を促進するとともに、酒匂川左岸縦貫道路の沿道については、新たな工業用地の選定など景観に配慮しつつ企業誘致の環境整備に努めます。

[現 状]

- 現在、いくつかの企業が町への進出を計画していますが、用地整備を進めている段階であったり、また、企業によっては進出時期の目処さえ立っていないのが現状です。

[実施計画]

[事業の概要]

- 企業誘致の推進事業

進出を計画している企業に対しては、早期進出の実現を要望するとともに、都市マスタープランなどと連携を図ることによって、企業が進出しやすい環境づくりを進めます。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 企業が進出することによって、雇用の創出効果が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 県企業誘致促進協議会への参加					
○ 早期進出の要望					
○ 新たな企業用地の検討					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

3 観光

(1) 観光

ハイキングコースや関連施設の整備を図るとともに、農業と連携したイベント開催など観光の振興に努めます。

観光資源の整備

既存のハイキングコースの整備・充実を図るとともに、「いこいの村あしがら」周辺などに新たなルートの整備を推進します。

[現 状]

- 主に丘陵部の優れた眺望と豊かな自然を活用するため、ハイキングコースの維持管理に努めています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 観光資源の整備事業

既存ハイキングコースの維持管理に努めるとともに、新たに「七滝」や「いこいの村あしがら」周辺を整備します。

また町のホームページを活用するなど、新たな広報・周知の方法を検討します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 町民のみなさんが自然に親しめるハイキングコースができます。
- 集客効果が期待できることから町経済の活性化が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 「七滝」周辺の整備					
○ 「いこいの村あしがら」周辺の整備					
○ ハイキングコースの充実と見直し					
○ ハイキングコースへの植樹					
○ 町のホームページによる広報					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 各種イベントや地域ぐるみの積極的な参加をお願いします。

観光イベントの開催

観光農業まつりなど「いこいの村あしがら」周辺で農業と連携したイベントを開催し、町のPRに努めます。

[現 状]

- 今年で14回開催を迎えた「ひょうたんまつり」は、会場を役場周辺に移し、また町民のみなさんの積極的な参加により、本当の意味での「まちのまつり」に生まれ変わったといえます。
しかしながら長引く不況によって企業からの協賛金が減少してきています。
- 「観光農業まつり」については、農業振興との調整を図りながら開催していく必要があります。
- パンフレットやポスターに素材として使用する、町の風景やイベントなどの写真が不足しています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 各種イベントの開催
「おいひょうたんまつり」への支援を続け、「観光農業まつり」については農業振興と調整を図りながら、都市住民との交流の場としても活用できるまつりとして位置付けていきます。
「いこいの村あしがら」との連携事業を実施します。
また季節ごとに作品を募集する「大井の四季フォトコンテスト」を開催します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 各種イベントの開催により、集客効果が期待できることから町経済の活性化が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 「ひょうたんまつり」への支援					
○ 「観光農業まつり」の開催					
○ 「いこいの村あしがら」との連携					
○ 「フォトコンテスト」の開催					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 各種のイベントや「大井の四季フォトコンテスト」への積極的な参加をお願いします。

町民参加

1 地域社会

(1) 地域活動

地域活動への支援 115

地区集会施設の整備 116

イベントづくりへの支援 117

(2) 人権・男女共同参画社会

人権の尊重 118

男女共同参画社会の実現 119

2 町政への町民参加

(1) 広報・広聴

広報活動の充実 120

広聴活動の充実 122

(2) 情報公開 123

1 地域社会

(1) 地域活動

自治会を中心とした地域活動への支援を図るとともに、地区集会施設の整備を推進します。また、町民の連携による地域づくりへの支援を図ります。

地域活動への支援

地域防災活動、地域福祉活動、地域美化活動など自治会を中心とした地域づくりへの取り組みを支援します。

[現 状]

- 町主催による防災活動、福祉活動、美化活動が中心となっています。今後は自治会単位での各種活動の展開が求められます。
また、補助金などの金銭的な支援以外にも、活動や運営にあたっての助言や援助など、行政の地域活動への支援を見直す時期にきているといえます。

[実施計画]

[事業の概要]

- 自治会への支援事業
自治会を中心とした地域づくり充実のために補助金を交付します。
また、行政から自治会への支援のあり方について検討します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 町民のみなさんの自主的な自治会活動に寄与します。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 自治会への補助金の交付					
○ 自治会への支援のあり方の検討					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 自治会の活動への積極的な参加をお願いします。

地区集会施設の整備

地域活動の拠点として、地域住民とともに地区の集会施設の整備を図ります。

[現 状]

- 地区集会施設である自治会館の建て替えを、毎年１箇所ずつ行っています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 自治会館整備事業
引き続き、老朽化した自治会館を建て替えます。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 自治会活動の拠点が整備されます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 金手自治会館の建替	■				
○ そのほか老朽化した自治会館の建替		■	■	■	■

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 建設資金へのご協力と自治会活動への積極的な参加をお願いします。

イベントづくりへの支援

まちのシンボルである「ひょうたん」や町の花「すいせん」を利用した、町民参加によるイベントづくりなどを支援することにより、地域の連帯感の醸成に努めます。

[現 状]

- ひょうたんまつり実行委員会や、自治会、コミュニティ団体が主催するすいせん祭りへの支援を行っていますが、すいせん祭りに関しては全町的なイベントに育っていないのが現状です。

[実施計画]

[事業の概要]

- ひょうたんまつりへの支援
今後もひょうたんまつりへの支援を続けてきます。
- 各種イベントづくりへの支援
町民のみなさんが提案する各種イベントへの積極的な支援を図ります。

[町民のみなさんへの事業効果]

- イベントの開催により、地域の連帯が深まります。
- 行政と地域社会のパートナーシップが、より深まることが期待されます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ ひょうたんまつりへの支援					
○ 各種イベントづくりへの支援					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 地域社会の一員として、地域のイベントへの積極的な参加をお願いします。
- 町民のみなさんが中心となったイベントづくりを推進していくため、町民のみなさんからの積極的な提案をお待ちしています。

(2) 人権・男女共同参画社会

人権尊重の観点から、性別、国籍、世代また障害のあるなしにかかわらず、共に生きる地域づくりを図ります。

人権の尊重

一人ひとりの人権が尊重され、差別を許さない社会の実現に向けた意識啓発を推進します。

[現 状]

- 差別のない社会が理想ですが、まだまだ目に見えない差別が存在するのが現状です。

[実施計画]

[事業の概要]

- 人権意識の普及啓発
差別のない社会の実現に向けて、広報などによる普及啓発を図っていきます。
また、庁内における職員研修を充実させます。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 偏見や差別のない社会が実現に向けての一助となります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 広報などによる啓発活動					
○ 町職員の各種人権問題大会への参加					
○ 職員研修の充実					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 差別をなくすためには、まず一人ひとりの意識改革が必要です。

男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の形成を促進するため、女性プランを策定します。また、各種審議会などへの女性の積極的な参加を推進します。

[現 状]

- 男女がお互いに尊重しつつ責任を分かち合う、そのような社会の実現に向けて、平成11年に男女共同社会基本法が施行され、各市町村別の男女共同参画計画策定が努力義務となりましたが、町では現在のところ策定しておらず、早期の策定が望まれます。

[実施計画]

[事業の概要]

- 女性プラン（大井町男女共同参画プラン）の策定
男女共同参画社会の実現に向けて、町独自の「女性プラン（大井町男女共同参画プラン）」を策定します。
また、町が開催する審議会などへの女性の積極的な参加を促進します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 旧来からの男女間の役割分担意識が取り払われることによって、社会のあらゆる場面で男女が平等に参画できる社会の実現が期待されます。

[年度別の取り組み]

項 目 （年度）	12	13	14	15	16以降
女性プラン（大井町男女共同参画プラン）の策定					
女性プラン（大井町男女共同参画プラン）の実施					
各種審議会への女性の参加促進					

[町民のみなさんにお願いすることなど]

- 男女がお互いに尊重し合い、助け合うまちの実現には、町民みなさん一人ひとりの意識改革が必要です。

2 町政への町民参加

(1) 広報・広聴

各種メディアを活用して広報活動の充実を図るとともに、広聴の機会の充実を図ります。

広報活動の充実

町民にわかりやすい広報紙づくりに努めるとともに、インターネットを活用するなど町政についての広報活動の拡充を図ります。

[現 状]

- 現在、月1回、「広報おい」と「お知らせ版」を発行しています。この広報活動のうち「お知らせ版」を月に2回発行してほしいという、町民のみなさんからの声があります。
- 平成13年3月1日に町のホームページを開設しましたが、その更なる有効活用の研究が必要です。
- 新聞や地域コミュニティ紙など、各種メディアにおける大井町の取扱いは、他市町村に比べて少ないのが現状です。

[実施計画]

[事業の概要]

- 「広報おい」と「お知らせ版」の充実
町民に親しみやすい広報をめざして、紙面の充実を図ります。
また「お知らせ版」は月2回発行します。
- 町のホームページの活用
インターネットにおける町の顔であるホームページの充実を図ります。
また、広報だけでなく、広聴の手段としての活用も検討します。
- 各種メディアへの情報提供
新聞や地域コミュニティ紙に対して、迅速かつ正確に、町民のみなさんに有用な情報を提供します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 各種イベントの情報収集が容易に図れます。
- より最新の行政情報を入手できます。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6 以降
○ 紙面の充実					
○ お知らせ版の月 2 回発行					
○ 町のホームページの有効活用					
○ 各メディアへの迅速な情報提供					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 「広報おい」は、わかりやすく、また、親しみやすい紙面をめざしています。紙面について、ご意見やご要望をお待ちしています。また、地域のイベント情報やニュースを町へお知らせください。
- 町のホームページへのご意見ご要望をお寄せください。

広聴活動の充実

町政懇話会の開催などにより、幅広く町民の意識や要望の把握に努めます。また、町民の意見や要望を町政に的確に反映するよう努めます。

[現 状]

- 行政と町民の役割分担を明確にするには、必然的に行政情報の積極的な開示と、それに対する町民のみなさんの意見・提案が重要となっています。
この意見・提案をお伺いし、よりよい行政をめざしていくためには、広聴活動の充実が必須になっています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 広聴活動の充実
町政懇話会を定期的で開催します。
また、テーマ別の町政懇話会など、懇話会の新たな開催方法を検討します。
- 町のホームページ活用の検討
広報的な役割の大きい町のホームページを、例えば意見交換の場として、また簡単なアンケートの実施など広聴にも活用できないか検討し、可能なものから実施します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 今、行政活動について積極的に意見・提案をすることにより、行政を一人ひとりの力で変えていくことができます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 町政懇話会の開催					
○ 懇話会の新たな開催方法を検討					
○ 町のホームページの活用					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 町政懇話会への積極的な参加をお願いします。

(2) 情報公開

開かれた町政をめざして情報公開制度の推進を図ります。

[現 状]

- 公正で開かれた町政の実現を図り、町民と行政の信頼を一層高めるためには、情報公開制度の整備は必須です。
また情報公開の制度化に併せて、個人情報保護制度も整備する必要があります。

[実施計画]

[事業の概要]

- 情報公開及び個人情報保護制度の整備
情報公開及び個人情報保護条例を制定します。
これに併せて、公文書の管理体制の見直しを図ります。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 情報公開コーナーの設置により、行政情報が自由に閲覧できます。
- 個人情報保護条例の制定により、行政の持つ個人情報の保護がより明確に確保されます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 制度の検討及び検討会の設置					
○ 条例の制定と施行					
○ 情報公開コーナーの設置					
○ 審査会及び運営審議会の設置					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

第3章 計画の推進にあたって

(1) 行政運営	
行政改革の推進	125
計画的な財政運営	127
財源の確保	128
(2) 広域行政	129

(1) 行政運営

組織の見直しなど行政改革を継続的に推進するとともに、歳入の大幅な増加が見込めない中で、計画的財政運営に努めます。

行政改革の推進

行政改革大綱に基づき、行政改革を推進し、一層の地方分権に対応した行政システムを整備します。

[現 状]

- 現在、行政改革大綱（改定版）に沿って行政改革に取り組んでいますが、今後も改革に向けて努力して行かなければならない項目もあります。
- 今までの行政改革は、「事業をいくつ廃止したか」、「経費や人員をどれだけ削減したか」などの定量的な効果が重要視されていました。
これからの行政改革は、財政状況に関わらず、本当に必要な事業、求められている事業、効果の高い事業には積極的に投資していくなど、メリハリの利いた事業展開を図ることが求められています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 行政改革の推進
引き続き、行政改革大綱及び実施計画に沿って行政改革を進めていきます。
また、行政改革大綱については、平成13年度にその内容を見直します。
なお、行政改革の経過や結果については、広報などを通じて周知に努めます。
- 機構改革の実施
行政サービスを更に向上させ、併せて多様化する町政へのニーズに対応しつつ、効率的な機構・組織を実現させるため、機構改革を実施します。
なお、機構改革後も時代の要請に併せて、柔軟に機構を改正していきます。
- 政策評価システムの研究
「現状を認識し、行政課題を発見するための道具」として政策評価システムを研究します。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 町民サービスの向上と、行政にかかっている経費の削減が期待できます。
- 予算が本当に効果的、効率的に使われているかチェックすることができます。
- さまざま行政の課題について、現状はどうなっているのか客観的にチェックすることができます。

（次頁へ続く）

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6 以降
○ 行政改革の推進					
○ 機構改革の実施					
○ 政策評価システムの研究					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

- 行政改革を通じて行政サービスのあり方を見直していきますが、見直しの結果、今まで以上に町民のみなさんの行政への参画や経費負担などを求める可能性があります。ご協力とご理解をお願いします。

計画的な財政運営

限られた財源の効果的な活用を図り、緊急度、必要度の高い事業への重点的な配分など計画的な財政運営に努めます。

[現 状]

- 経済の影響を受け、歳入に最も大きな割合を示す町税の減少、新たな制度などによる経常的経費の増により、収入と支出の関係が不均衡になってしまっています。
この不安定な経済状況の中で、基金を積み立てて財源を確保し、先行きが不透明な時代に対応していく必要があります。

[実施計画]

[事業の概要]

- 計画的な財政運営
安定した行政運営を実施するため、計画的に財政を運営します。
また、民間の企業や各種団体が行政サービスの担い手として活用できないか、研究を行います。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 町民のみなさんのニーズにあった行政サービスが安定して受けられます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 予算編成における経常経費の配当制導入					
○ バランスシートの公表					
○ 安定した財政運営の確保					
○ P F I の研究					

[町民のみなさんにお願いすることなど]

- 近年の厳しい財政状況から、すべての事業に予算を潤沢に配分していくことはできません。
今後は、行政と町民のみなさんがそれぞれの役割分担を明確にしつつ、一体となって施策を展開していくために、町民のみなさんに考えていただきたいこと、またやっていただきたいことを積極的に提案していきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

財源の確保

町税収入など自主財源の確保に努めます。

[現 状]

- 経済活動の国際化への対応など、わが国の経済構造は大きな転換期にきていると考えられます。

このような状況のもとでは、今までのように、景気の回復を待つといった安易な考え方はできません。

[実施計画]

[事業の概要]

- 適正な税制運営

自主財源の確保は、まちづくりを展開するうえで必要不可欠なものです。既存の自主財源を安定して、また公平に確保していくために、一層努力していきます。

- 新財源の研究

地方分権の推進、また受益者負担の適正化の観点から、新たな自主財源の研究を進めます。

また、国や県における市町村に対する各種補助制度の積極的な活用を図ります。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 町民のみなさんが望まれているまちづくりの資源となります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 適正な税制運営					
○ 徴収率の向上					
○ 新財源の研究					

[町民のみなさんにお願いすることなど]

- みなさんが納められる税金は、まちづくりの資源となっていくものです。納税へのご理解とご協力をお願いします。

- 納税や各種の手数料、使用料の納付には、便利で確実な口座振替制度をご利用下さい。

(2) 広域行政

多様化、広域化する行政需要に対応し、また効率的に事務を処理するため、近隣市町と連携して広域行政の推進を図ります。

[現 状]

- ごみ・し尿処理、防災消防、また斎場をはじめとする公共施設の利用など、多様な行政サービスの中には、1つの町に限らず、近隣の市町と協力して実施していくことが合理的なものがあります。
- また、国における市町村合併の推進を受けての研究も必要となっています。

[実施計画]

[事業の概要]

- 広域行政の推進
県西地域広域市町村圏協議会（県西地域2市8町）や、足柄上地区広域行政協議会（1市5町）を通じた広域行政の推進を図ります
特に足柄上衛生組合、足柄消防組合、足柄東部清掃組合の共同運営や合併の検討などを行っていきます。
また、斎場やごみ処理施設をはじめとする公共施設の相互利用などを、近隣の市町と協力して実施、検討していきます。
- 市町村合併の是非についての研究
市町村合併の是非について近隣市町とともに研究を進めます。
- 酒匂連携軸構想の推進
酒匂川流域を1つのまちと捉え、県や2市5町と連携しながら、共通の認識を持ってまちづくりを進めていきます。

[町民のみなさんへの事業効果]

- 公共施設の広域的な利用が可能となります。
- 行政サービスの広域化によって、効率的な行政が達成されます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	12	13	14	15	16以降
○ 広域行政の推進					
○ 市町村合併の是非についての研究					
○ 酒匂川連携軸構想の推進					

[町民のみなさんにお願いすることなど]

- 広域行政、市町村合併へのご意見をお願いします。

夢おおい21プラン 第一次実施計画

- 発行日 平成13年3月
- 発行 大井町
〒258-8501 神奈川県足柄上郡大井町金子1995
電話 0465-83-1311
HP <http://www.town.oi.kanagawa.jp/>
- 編集 大井町企画部企画財政班
- 印刷 (株)アイ・アール・エス

